

### 3. 社会・経済の動向

#### 1. 少子・高齢化の一層の進展と家族の変化

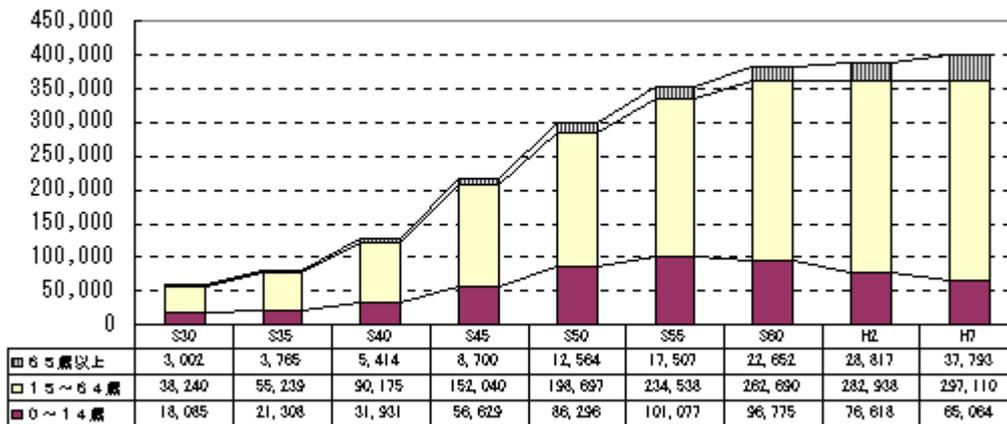
##### (1) 少子・高齢化の進展

##### 人口増加と高齢化の進展

本市は、昭和22年(1947年)8月1日に市制を施行し、その後、住宅団地、工業団地の建設や市街地開発などにより、昭和40年代には、全国有数の人口急増都市となりました。平成7年(1995年)の国勢調査では、人口40万人を超える全国でも40番目、府内では4番目の都市へと成長しています。

年齢別の人口構成の推移をみると、15歳未満の若年層割合が低下しています。平成7年(1995年)における市の65歳以上の老年層割合は9.4%で、全国(14.5%)、大阪府(11.9%)と比較すると低いものの、急激な増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。

枚方市総人口

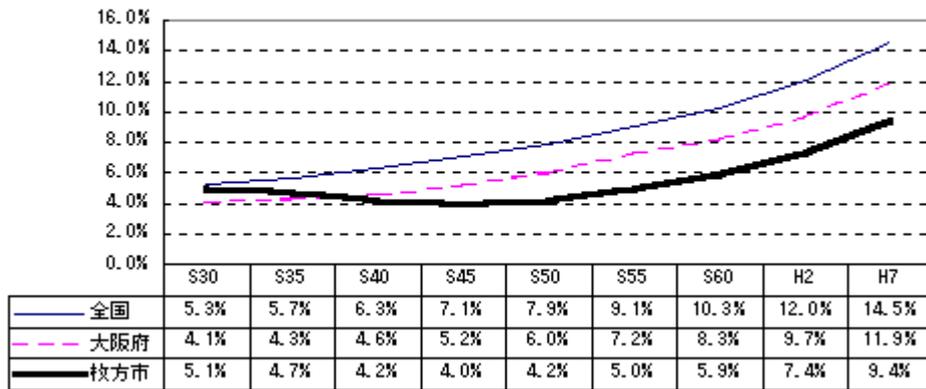


枚方市年齢別人口構成の推移(資料出所:国勢調査)

#### 枚方市年齢別人口構成の推移一覧

年	昭和 30年	昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年
総数	59,327人	80,312人	127,520人	217,369人	297,618人	353,358人	382,257人	390,788人	400,144人
0～14歳	18,085人	21,308人	31,931人	56,629人	86,296人	101,077人	96,775人	76,618人	65,064人
15～64歳	38,240人	55,239人	90,175人	152,040人	198,697人	234,538人	262,690人	282,938人	297,110人
65歳以上	3,002人	3,765人	5,414人	8,700人	12,564人	17,507人	22,652人	28,817人	37,793人
高齢者比率	5.10%	4.70%	4.20%	4.00%	4.20%	5.00%	5.90%	7.40%	9.40%

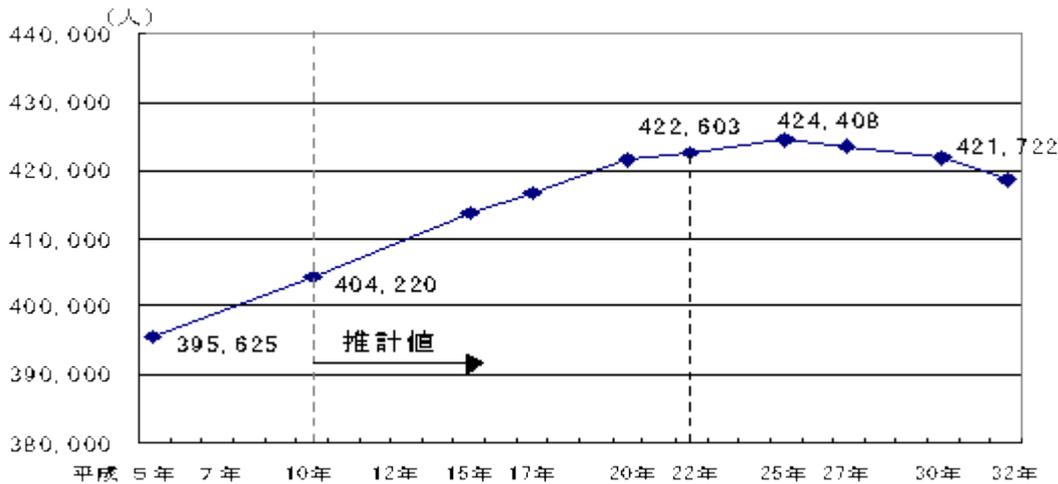
### 高齢者比率の推移



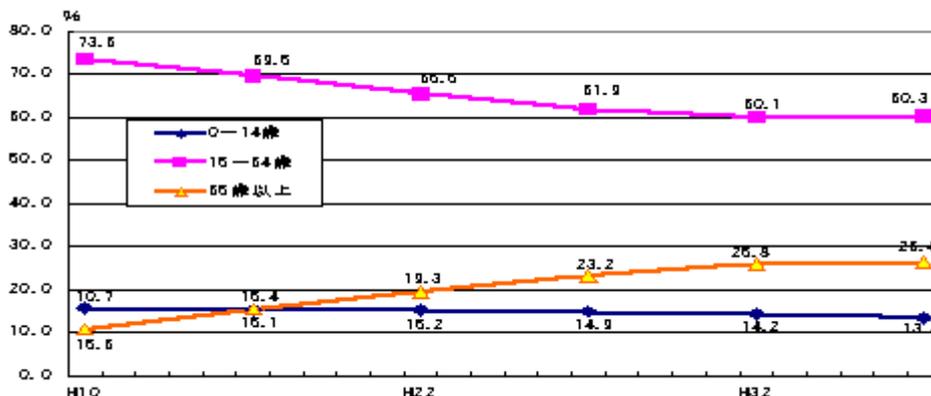
### 人口減少に向う将来人口

本市が平成11年(1999年)に行なった将来人口推計によると、市の将来人口は、平成17年(2005年)では約41万7,000人、そして平成22年(2010年)では約42万3,000人になると想定されています。その後、人口は、平成25年(2013年)、約42万4,000人をピークに減少し、平成40年(2028年)では約40万3,000人になると想定されています。

年齢別の推計では、平成22年(2010年)には高齢化率が19.3%となり、超高齢社会の到来が予測されています。



資料出所: 枚方市人口推計調査

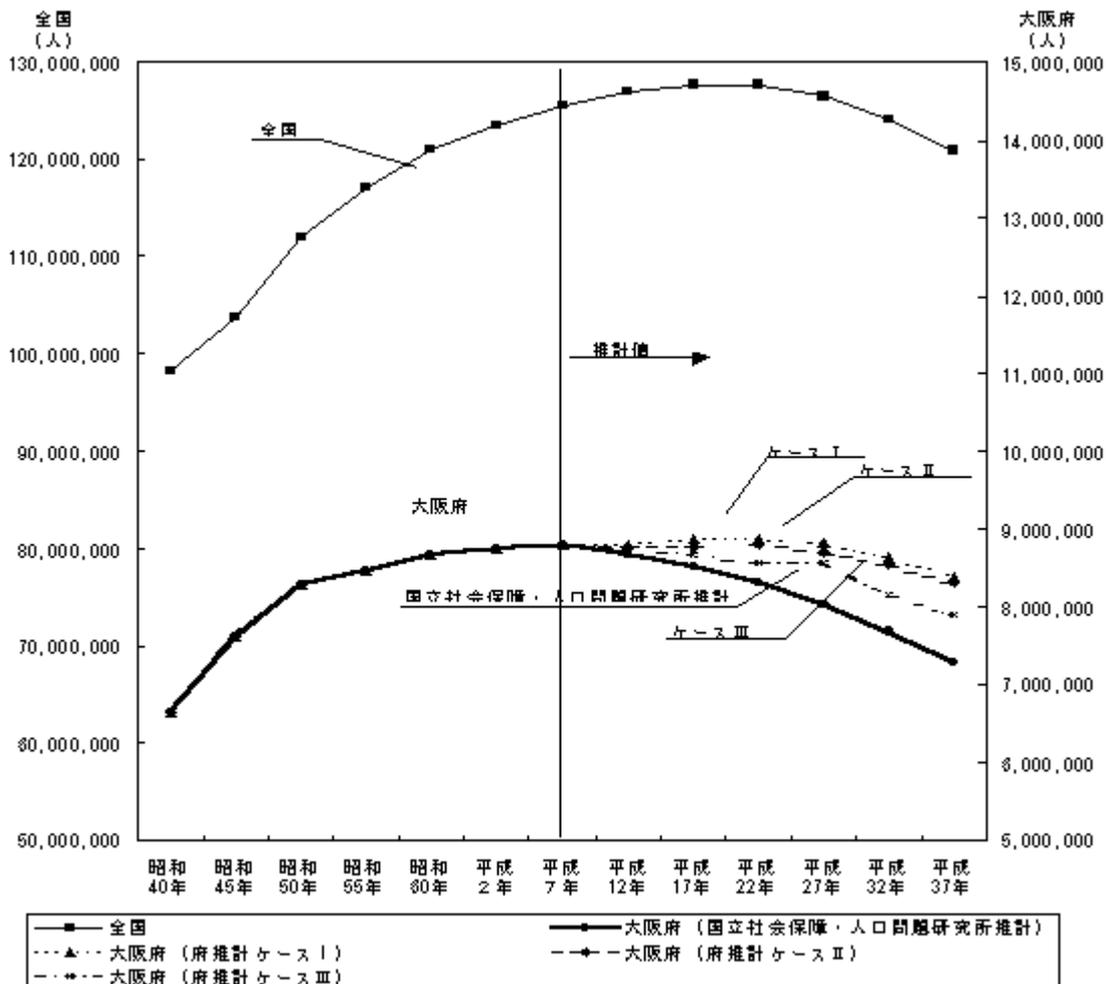


資料出所:枚方市人口推計調査

全国動向でも人口は減少へ

もちろん、本市におけるこうした人口動態の推移は、全国的な動向を反映したものです。

国立社会保障・人口問題研究所が平成9年(1997年)1月に公表した人口推計、および大阪府における人口推計(平成9年(1997年)6月)は、下図のとおりです。



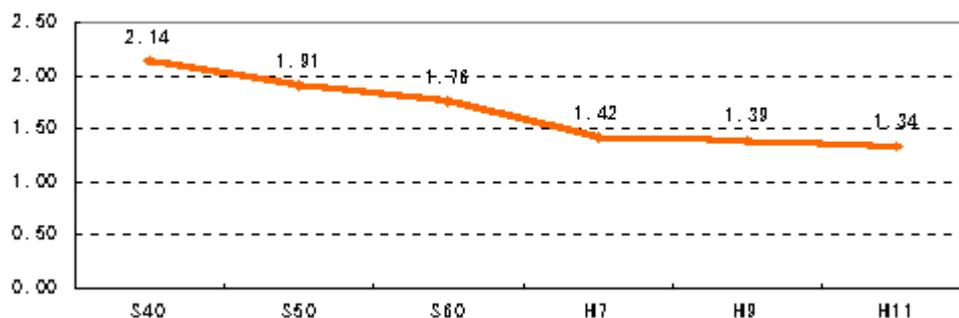
資料出所:国立社会保障・人口問題研究所調査(平成9年1月推計)

大阪府人口・経済フレーム研究会調査(平成9年6月)

少子化の進展

高齢化の進展等、将来人口の動向に大きな影響を与えているのは、少子化です。出生数および合計特殊出生率(女性が生涯に出産する子どもの合計数)の推移は、次表のとおりです。また、都道府県別の合計特殊出生率を見ると、大阪府の合計特殊出生率は全国の都道府県の中でも下位にあり、少子化の進行が著しくなっています。

合計特殊出生率の推移



資料出所: 厚生省国民生活基礎調査

都道府県別合計特殊出生率上位 10 位(平成 11 年度)

上位	都道府県	出生率
1	沖縄県	1.79%
2	福島県	1.63%
3	島根県	1.61%
4	山形県	1.59%
5	佐賀県	1.59%
6	福井県	1.57%
7	宮崎県	1.56%
8	岩手県	1.52%
9	長野県	1.52%
10	長崎県	1.52%

都道府県別合計特殊出生率下位 10 位(平成 11 年度)

下位	都道府県	出生率
47	東京都	1.03%
46	北海道	1.20%
45	千葉県	1.22%
44	京都府	1.22%
43	埼玉県	1.23%
42	奈良県	1.23%
41	神奈川県	1.24%
40	大阪府	1.28%
39	福岡県	1.31%
38	兵庫県	1.35%

資料出所: 国民生活基礎調査

## 少子・高齢化の進展をとらえる視点

以上の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

人口変動には慣性があり、一度ある方向に進むと、それが継続して続くことになります。少子化の帰結が長期的な人口減少ですので、それは戦後一貫して人口増を続けてきた本市においても同様な現れ方をすると見なければなりません。

おおむね 1925 年から 1950 年ぐらいまでに生まれた「人口転換期世代」が高齢期に入ってくる中で、高齢人口は非常に大きくなり、高齢化率を高めていることに注目しなければなりません。

いずれにせよ、少子・高齢化という事態は基本的には避けられず、人口減少を避けることのできない前提として受けとめる必要があります。

こうした社会構造の転換が、人口増を前提としたこれまでの政策方向の抜本的転換を要請しており、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な背景となっていることに留意しなければなりません。

### (2) 少子化の要因と背景

前項で述べた少子化の要因と背景をどのようにとらえるかについては、実現すべき男女共同参画社会のあり方に関わる重要な問題です。具体的には、次の諸点について、注目する必要があります。

#### 20 歳代女性の出生率低下

母の年齢階級別に合計特殊出生率の推移(表 A)を見ると、20 歳代女性の出生率の低下が著しいことがわかります。

#### 平均初婚年齢の上昇

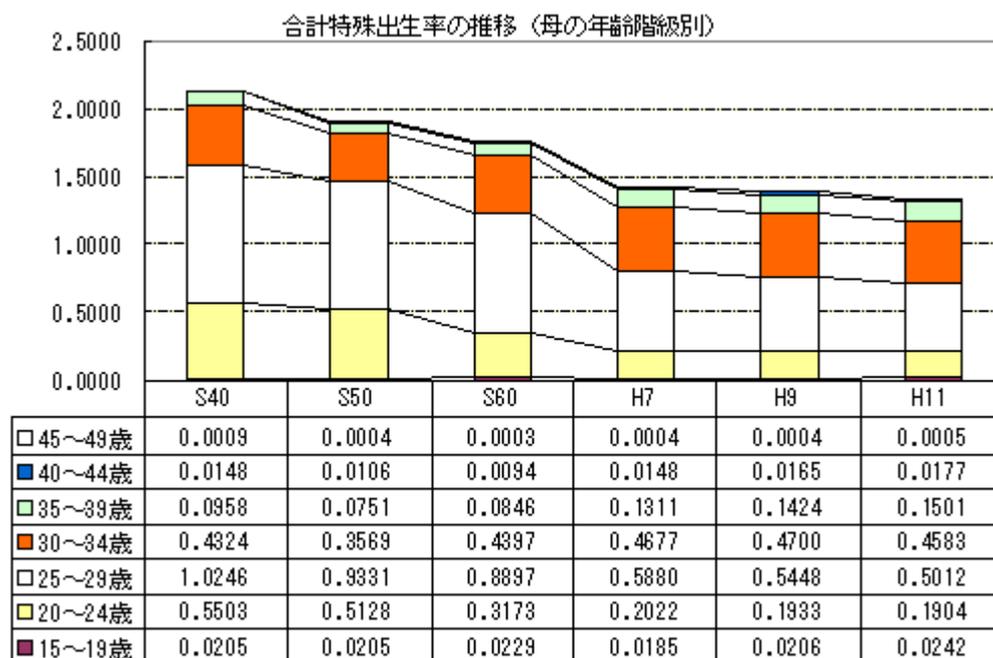
20 歳代女性の出生率の低下が著しいのは、女性の高学歴化により、平均初婚年齢の上昇が著しいからです(表 B)。その結果、第一子出生時の母の平均年齢が年々上昇しています(表 C)。

#### 生涯未婚率の上昇

生涯未婚率については、男性の上昇が著しくなっているほか、女性についても緩やかな上昇カーブから、近年では急激な上昇傾向に変化しています(表 D)。性別年齢階級別に未婚率の推移をみると、女性の場合は、20 歳代未婚率の上昇が著しいことが特徴ですが、男性の場合は 20 歳代後半以降、すべての年齢層において未婚率が上昇していることが特徴です(表 E)。

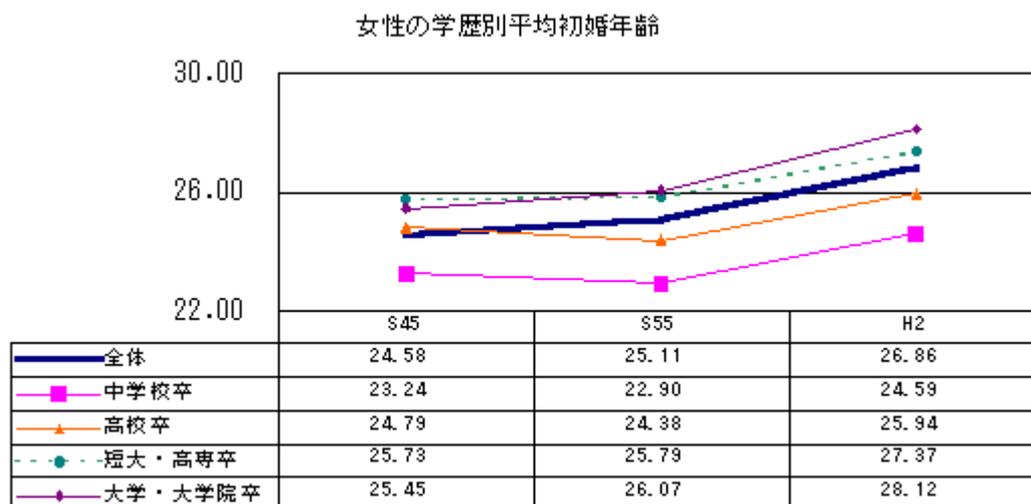
#### 横ばいの婚姻率・上昇する離婚率

ただ、人口千人あたりの婚姻率をみると、昭和 40 年(1965 年)から昭和 60 年(1985 年)の 20 年間に約 4 ポイント(人口千人あたり)の低下があり、その後は、ほぼ横ばいとなっています。一方、離婚率については、昭和 40 年(1965 年)から平成 10 年(1998 年)の間、上昇し続けています(表 F)。



資料出所：国民生活基礎調査

【表 A】



資料出所：国民生活基礎調査

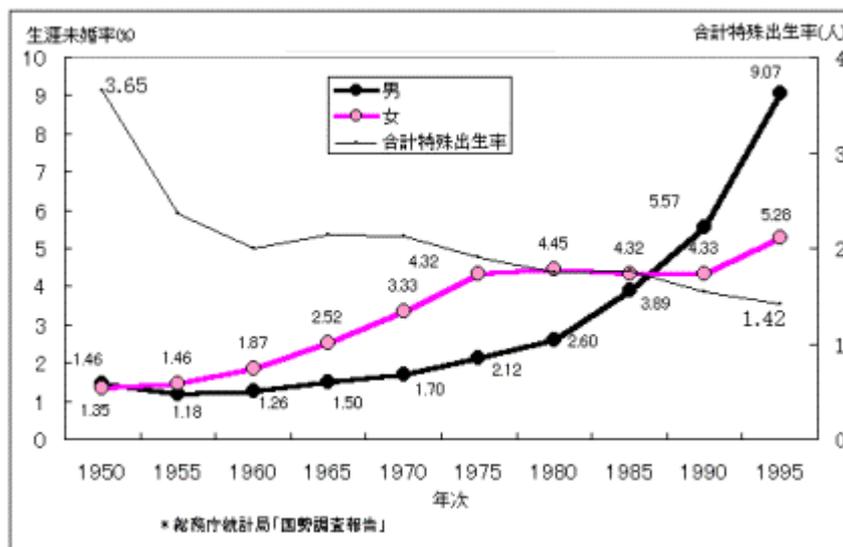
【表 B】

第一子出生時の母の平均年齢の年次推移

	S40	S50	S60	H7	H9	H10	H11
平均年齢	25.7	25.7	26.7	27.5	27.7	27.8	27.9

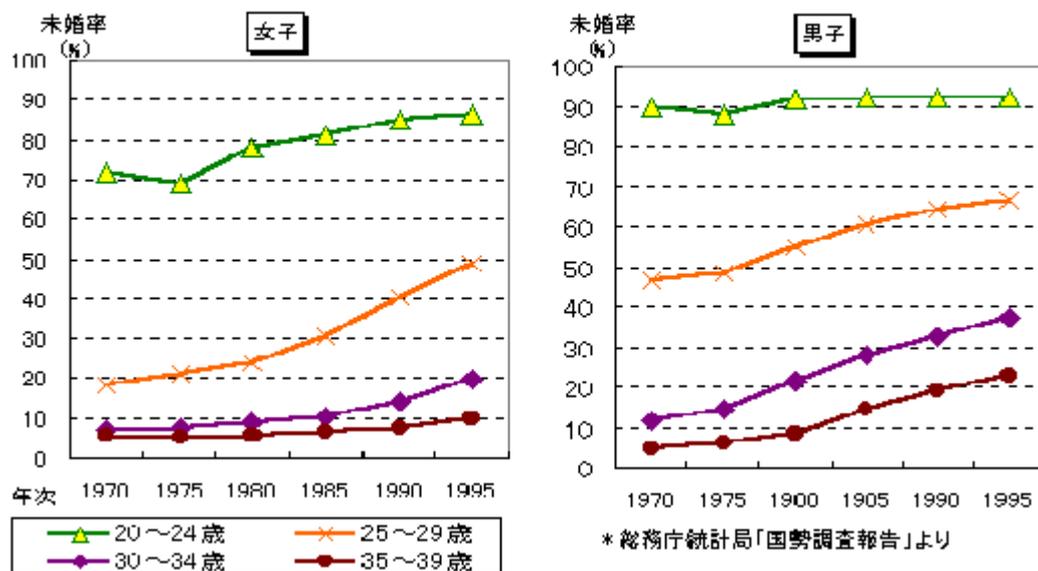
資料出所：国民生活基礎調査

【表 C】



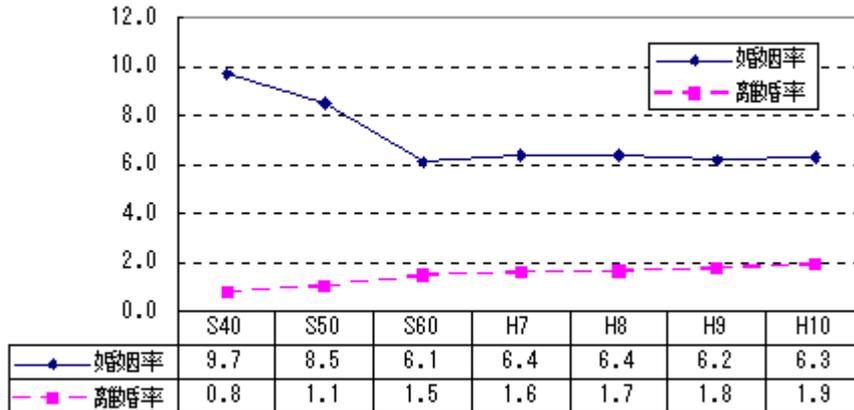
【表 D】

年齢階級別未婚率の推移



【表 E】

結婚率・離婚率の推移（人口千人あたり）



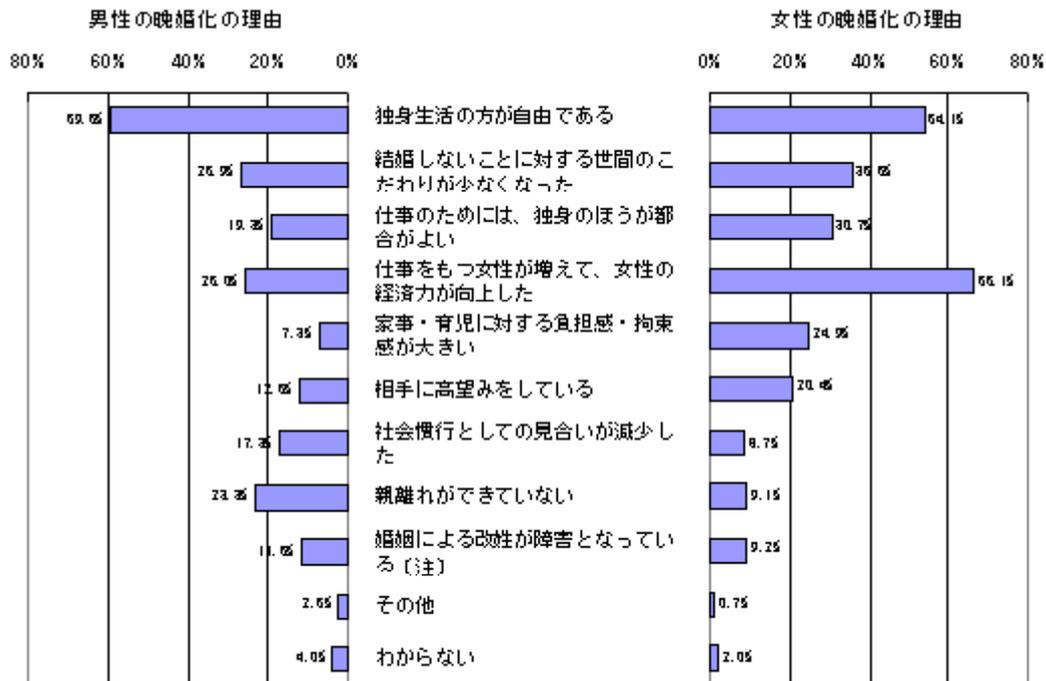
資料出所：国民生活基礎調査

【表 F】

平均初婚年齢の上昇の原因

政府の意識調査によると、男女の平均初婚年齢の上昇理由は、女性の雇用労働が増加して経済力が向上したことを背景に、若い世代にとって結婚生活が独身生活に比べて束縛が多く、魅力のないものととらえられていることに起因していると推測されます。

特に女性は男性に比べて、家事・育児に対する負担感・拘束感が大きいことを理由にあげている比率が高く、逆に男性は女性に比べて、親離れができていないことを理由にあげている比率が高いことに注目する必要があります。

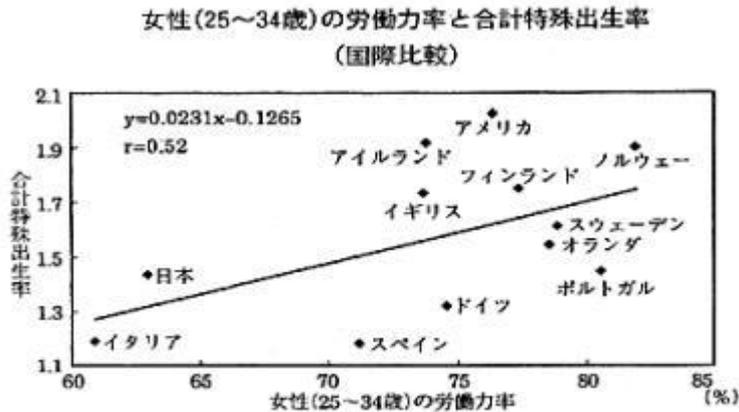


【注】 きょうだいの数が減ったことや一人っ子どうしが増えたため、婚姻による改姓が障害となっている。  
資料出所：総理府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成9年）

女性の労働と出産

女性が働くことと出生率の関係を国際比較すると、主要先進国では、むしろ女性の労働力率が高いほど合計特殊出生率が高くなっています。日本の場合、25～34 歳女性の労働力率は低いにもかかわらず、合計特殊

出生率が低くなっていることから、「女性が働くようになったから子どもを生まなくなった」とみることはできません。



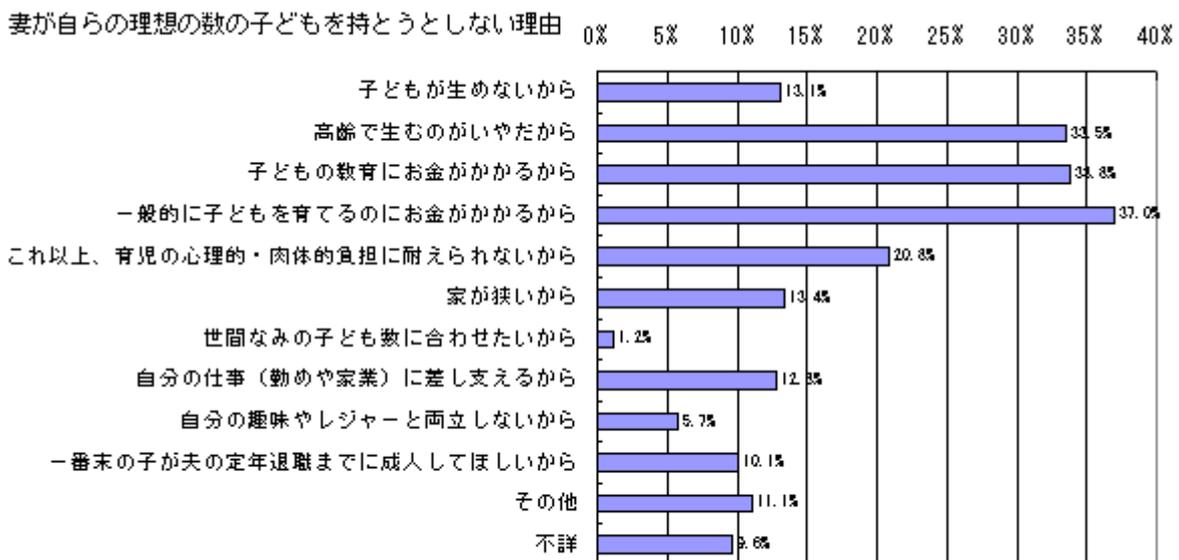
資料出所：労働力率は、ILO: Yearbook of Labour Statistics 1999。  
合計特殊出生率は、UN: Demographic Yearbook 1997、  
日本は厚生省「人口動態統計」。

### 子どもを生みにくい社会環境

一方、平均初婚年齢の上昇が進展しても、夫婦の出生児数は、昭和 15 年(1940 年)の 4.27 人が昭和 30 年代(1960 年代後半)に 2 人台に低下した後は、最近まで、平均 2.2 人前後で安定しています。

また、政府の意識調査によると、50 歳未満の妻が自ら理想とする子どもの数は、昭和 50 年代前半(1970 年代後半)から平均 2.6 人前後で推移した後、平成 9 年(1997 年)には 2.53 人と低下しました。

このように、夫婦間の出生児数と自ら希望する子どもの数の間には、なお 0.3 人以上の開きがありますが、その理由は、「高齢で生むのはいやだから(33.5%)」に並び、あるいは上回って、「子どもを育てるのにお金がかかるから(37.0%)」「子どもの教育にお金がかかるから(33.8%)」という経済的理由が多くなっています。また、「これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから(20.8%)」という理由も多く、教育をはじめ子育てに伴う経済的負担の上昇や、働くことと子育ての両立が困難であること、あるいは、子どもを生み・育てることに対する意識の変化が少子化の背景だと考えられます。



〔注〕50歳未満の妻で予定子ども数が理想子ども数よりも少ない者に対する調査  
資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(平成9年)

### 少子化の要因と背景をとらえる視点

少子化の要因と背景をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

少子化の直接的な原因は、女性の平均初婚年齢の上昇に伴う出産年齢の上昇です。この背景としては、女性の高学歴化や就労率の上昇がありますが、これらに少子化の直接の原因を求めるべきではないと考えられます。なぜなら、出産年齢期にある女性の労働力率と合計特殊出生率を国際比較すると、むしろ主要先進国では、女性の労働力率が高いほど合計特殊出生率が高くなっているからです。

加えて、一方では、離婚率の上昇・生涯未婚率の上昇が見られますが、これらは、結婚生活や出産・子育てという営みに対して魅力を感じることができないという価値観が広がっていることを示しているのではないかと考えられます。

また、教育費など子育てに伴う経済的負担が大きい社会のあり方についても、少子化の原因とみることができます。

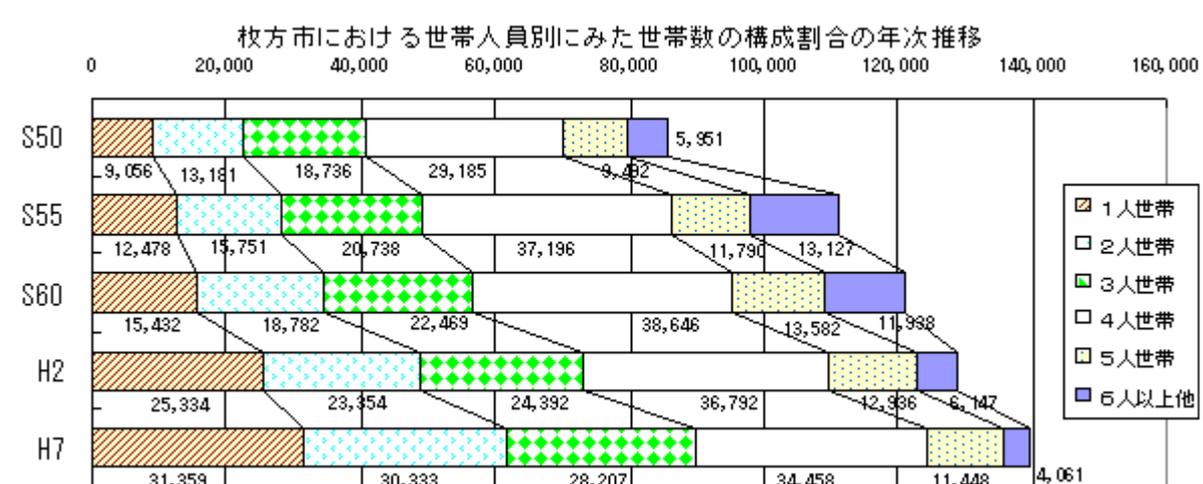
すなわち、「仕事も、家庭も」という二重の役割が女性にかけられるなど、男女の対等でない関係や、労働と育児の両立が図りにくい社会のあり方という、いわば「男女共同参画社会」形成の遅れや、子育てに対する社会的支援の弱さが少子化の要因であると思われます。

### (3) 世帯規模の縮小と世帯数の増加

#### 本市における平均世帯人員別世帯数の推移

少子・高齢化の進行がもたらす状況の 1 つが、家族規模(世帯人員)の縮小です。枚方市においても核家族化が進んでいましたが、近年では、1~2人世帯の増加が著しくなっています。

昭和 50 年(1975 年)において 3.30 人であった平均世帯人員は、平成 7 年(1994 年)には 2.83 人にまで減少しています。また、1~2人世帯の占める割合は、昭和 50 年(1975 年)において 26.0%でしたが、平成 7 年(1994 年)には 44.1%にまで上昇しています。

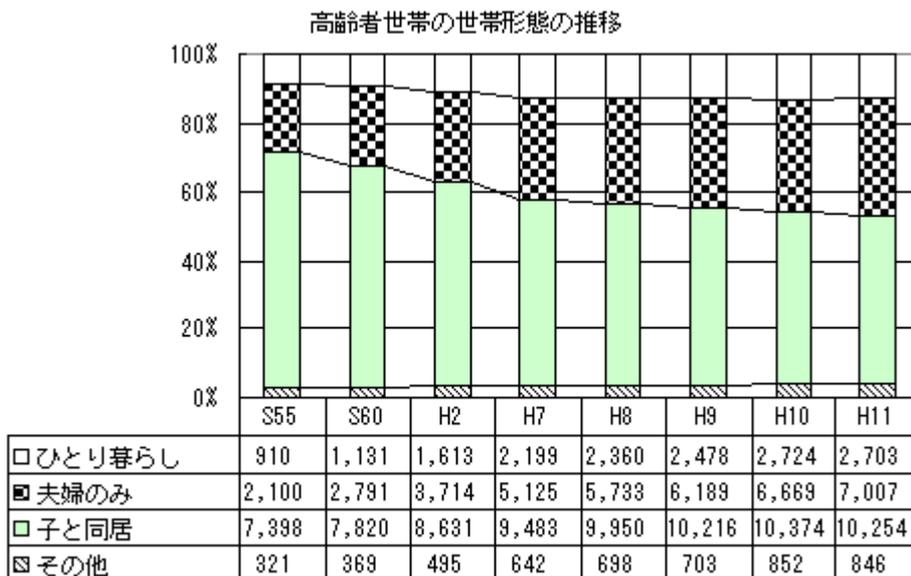


#### 枚方市における世帯人員別にみた世帯数の構成割合の年次推移一覧

年次	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上他	平均世帯人員
昭和 50 年	85,601	9,056 人	13,181 人	18,736 人	29,185 人	9,492 人	5,951 人	3.30 人
昭和 55 年	111,080	12,478 人	15,751 人	20,738 人	37,196 人	11,790 人	13,127 人	3.08 人
昭和 60 年	120,849	15,432 人	18,782 人	22,469 人	38,646 人	13,582 人	11,938 人	2.83 人
平成 2 年	128,955	25,334 人	23,354 人	24,392 人	36,792 人	12,936 人	6,147 人	2.98 人
平成 7 年	139,866	31,359 人	30,333 人	28,207 人	34,458 人	11,448 人	4,061 人	2.83 人

## 高齢者世帯の小規模化

全国レベルでも、世帯規模の縮小が高齢者世帯において顕著になっています。子と同居する高齢者の比率が減少する一方で、一人ぐらし・夫婦世帯の比率が増加しています。



資料出所：国民生活基礎調査 単位：千人

本市における単身高齢者数についても、近年、著しく増加するとともに(下表中の合計(A))、市内の1人世帯人口の中に占める割合(下表中のA/B)も増加しています。

また、高齢者の単身世帯の8割は、女性の世帯となっています。

### 枚方市における65歳以上の単身者数一覧

年度	女性	構成比	男性	構成比	合計(A)	1人世帯人口(B)	A/B
平成2年	2,498人	0.80%	639人	0.20%	3,137人	25,334人	0.12%
平成7年	3,978人	0.80%	1,018人	0.20%	4,996人	31,359人	0.16%

資料出所：枚方市統計書

### 世帯規模の縮小と世帯の増加をとらえる視点

少子・高齢化の進展に伴う世帯規模の縮小と世帯数の増加をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

本市においても世帯規模の縮小が進んでおり、近年、1~2人世帯の増加が著しくなっています。特に、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していること、また高齢者の単身世帯の大半が女性の世帯であることに留意する必要があります。

これら少子・高齢化の進展に関わって留意すべきことは、従来、家族(それも女性の役割として固定化されて)が担ってきた子育てや介護などの機能が低下していることだと思われます。

そして、こうした状況に対応するために従来型の家族機能を強化するのではなく、「公助(公共が担う公的支援)・共助(NPOや地域コミュニティが担う支えあい)・私助(それぞれの個人・家族がなすべきこと)」の協調と連携をどう形づくるかが重要だと思われます。

## 2. 雇用の状況と将来動向

### (1) 女性労働者の就業形態等

男女共同参画社会の形成にあたっては、現在、女性の雇用等をめぐる状況がどのようなものであるのかをと

らえておくことが極めて重要です。

### 職種の固定・限定

女性の職業別雇用状況を見ると、事務従事者については雇用者総数に占める女性の割合が約6割を占めていますが、運輸・通信従事者や技能工等では女性雇用者の比率が低くなっており、男女間における職種の固定・限定が続いているといえます。また、管理的職業従事者の女性比率については、雇用者総数に占める女性の割合が9.0%と圧倒的に低い状態が続いています。

女性の職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女性比率

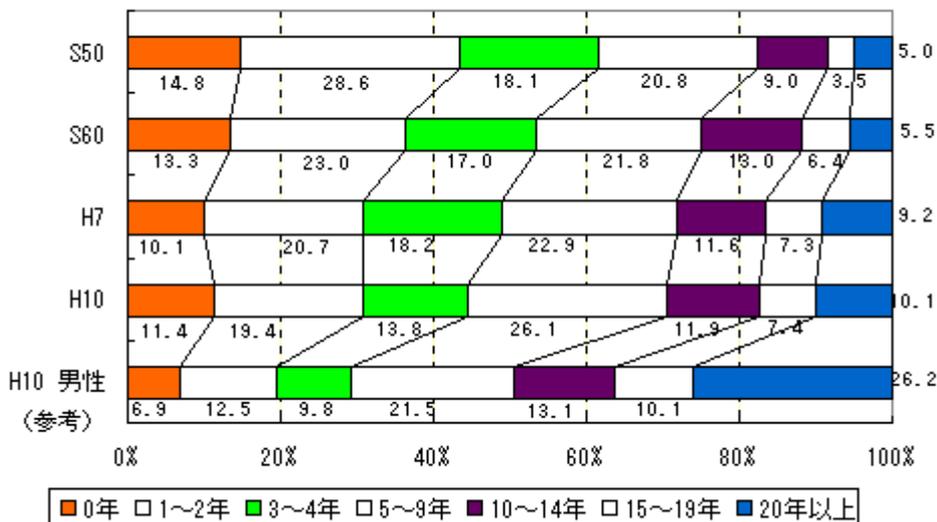
	女性雇用者数 (万人)		女性雇用者数の 構成比 (%)		雇用者総数に占める 女性の割合 (%)	
	平成11年	平成10年	平成11年	平成10年	平成11年	平成10年
職業計	2,116	2,124	100.0	100.0	39.7	39.6
専門的・技術的職業従事者	332	332	15.7	15.6	44.9	45.1
管理的職業従事者	19	20	0.9	0.9	9.0	9.2
事務従事者	724	734	34.2	34.6	59.4	59.5
販売従事者	257	256	12.1	12.1	34.8	34.6
保安・サービス職業従事者	286	273	13.5	12.9	55.3	54.1
農林漁業作業	12	13	0.6	0.6	32.4	33.3
運輸・通信従事者	11	12	0.5	0.6	5.2	5.6
採掘作業	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
技能工、製造・建設作業	337	348	15.9	16.4	25.3	25.6
労務作業	131	131	6.2	6.2	43.4	43.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

### 女性労働者の勤続年数の中長期化

従来、女性労働者の勤続期間は、結婚・出産等の影響を受けて、男性の勤続期間に比して短期でしたが、平成10年(1998年)には、勤続期間が5年を超える女性が5割を超えるなど、女性常勤雇用者の中で長期勤続者の占める割合が高まっています。

勤続期間階級別女性労働者構成比の推移



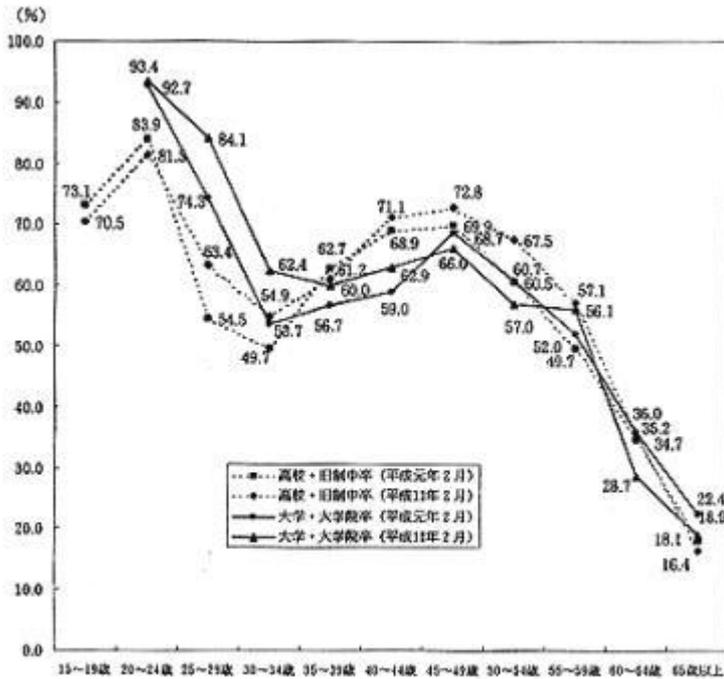
資料出所：総務庁統計局「労働局調査」

### 女性の学歴・年齢階級別労働力率の推移

女性の学歴・年齢別労働力率の推移を見ると、全ての学歴集団において、20歳代が最も高い労働力率を示し、30歳代に落ち込みを見せた後、40歳代に再び上昇する傾向にあります。しかし、20歳代に最も高い労働

力率を示すのは、大学・大学院卒の高学歴集団であり、また、40歳代に最も高いのは、高校・中学卒であるなど、学歴集団により年齢別労働力率に大きな違いが生じています。

女性の学歴別、年齢階級別労働力率

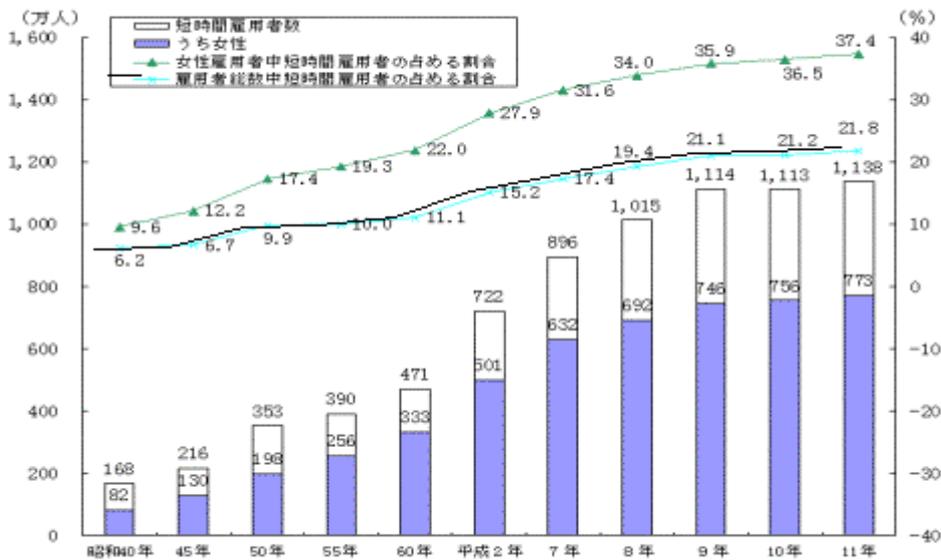


資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」を労働省にて特別集計

パートタイム・アルバイト等の拡大

雇用調整を伴うリストラクチャリングなどの人件費削減策が進む中で、男女ともにパートタイム・アルバイトなどの短時間雇用者が拡大しています。そして、短時間雇用者全体の約7割を女性が占めており、また、女性雇用者全体の中で短時間雇用者の占める割合が平成11年(1999年)で約37%になるなど、増加し続けていることが特徴となっています。

短時間雇用者(週間就業時間35時間未満の者)数の推移-非農林業-



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」  
(注) 雇用者数は休業者を除く

### 自営業者・家族従事者から雇用者への転向

また、中小企業等の経営状況の悪化が進む中で、就業者全体の中で占める自営業者および家族従事者の構成比率が大きく減少した結果、表裏一体で雇用就業者(常勤・パートタイム含む。)の比率が増加傾向にあることも特徴の1つです。

特に、女性就業者の雇用就業者への転向は顕著で、平成11年(1999年)には雇用就業者の比率が約80%となり、男性とほぼ同じ割合となっています。女性就業者の雇用就業者への転向は、常勤雇用でなく、パートタイム雇用への転向が大きな比率を占めていることが特徴となっています。

従業上の地位別就業者数及び構成比の推移

(単位 万人 '96)

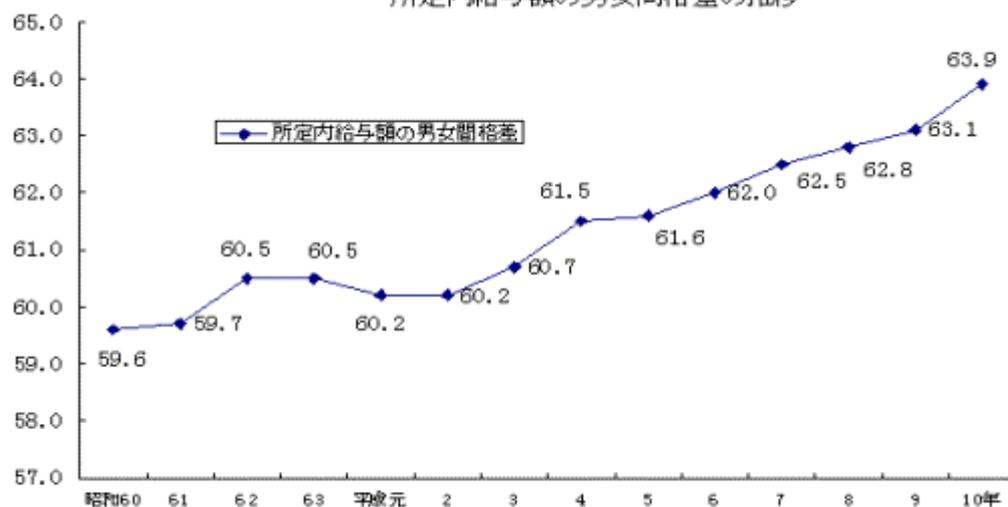
	平成 元 年	総数		自営業者		家族従業者		雇用者	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
女 性	元	2,474	100.0	281	11.4	43.7	17.7	1,749	70.7
	2	2,536	100.0	271	10.7	42.4	16.7	1,834	72.3
	3	2,592	100.0	265	10.2	40.2	15.5	1,918	74.0
	4	2,619	100.0	263	10.0	37.5	14.3	1,974	75.4
	5	2,610	100.0	251	9.6	34.3	13.1	2,009	77.0
	6	2,614	100.0	240	9.2	33.4	12.8	2,034	77.8
	7	2,614	100.0	234	9.0	32.7	12.5	2,048	78.3
	8	2,627	100.0	222	8.5	31.5	12.0	2,084	79.3
	9	2,665	100.0	223	8.4	30.8	11.6	2,127	79.8
	10	2,656	100.0	224	8.4	30.1	11.3	2,124	80.0
	11	2,632	100.0	217	8.2	29.1	11.1	2,116	80.4
男 性	元	3,654	100.0	615	16.8	94	2.6	2,929	80.2
	2	3,713	100.0	607	16.3	93	2.5	3,001	80.8
	3	3,776	100.0	594	15.7	87	2.3	3,084	81.7
	4	3,817	100.0	580	15.2	81	2.1	3,145	82.4
	5	3,840	100.0	562	14.6	75	2.0	3,193	83.2
	6	3,839	100.0	556	14.5	72	1.9	3,202	83.4
	7	3,843	100.0	550	14.3	70	1.8	3,215	83.7
	8	3,858	100.0	543	14.1	67	1.7	3,238	83.9
	9	3,892	100.0	550	14.1	68	1.7	3,264	83.9
	10	3,858	100.0	537	13.9	66	1.7	3,243	84.1
	11	3,831	100.0	538	14.0	66	1.7	3,215	83.9

資料出所: 総務庁統計局「労働力調査」

### 給与額の男女間格差の改善

所定内給与額については、依然として男女間格差が大きいものの、格差の改善は徐々に進む方向にあるといえます。

所定内給与額の男女間格差の推移



資料出所: 労働省「賃金構造基本統計調査」

### 女性労働者の就業形態等をとらえる視点

以上の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

改正男女雇用機会均等法等の整備が行なわれてきたものの、未だに男女間で職種の固定・限定が強く、また、管理的職業従事者の女性比率も依然として低くなっています。

女性の常勤雇用者については、長期勤続化が進んでいると思われます。また、女性の年齢別労働力率をグラフ化した場合に現れる、いわゆる「M字カーブ」(結婚・出産等を機に、一旦労働市場から退く女性の存在を示す)についても、近年、切れ込みがなだらかになってきているものの、他の先進国に比べると未だに特徴的な様相を示し続けています。特に、高学歴層については、M字カーブの切れ込みがなだらかになっているものの、40歳代後半～50歳代前半での労働力率は下がっていることから、就労を中断することなく働き続ける層と、結婚・出産等を機にそのまま就労しない層に分かれてきていることがうかがわれます。

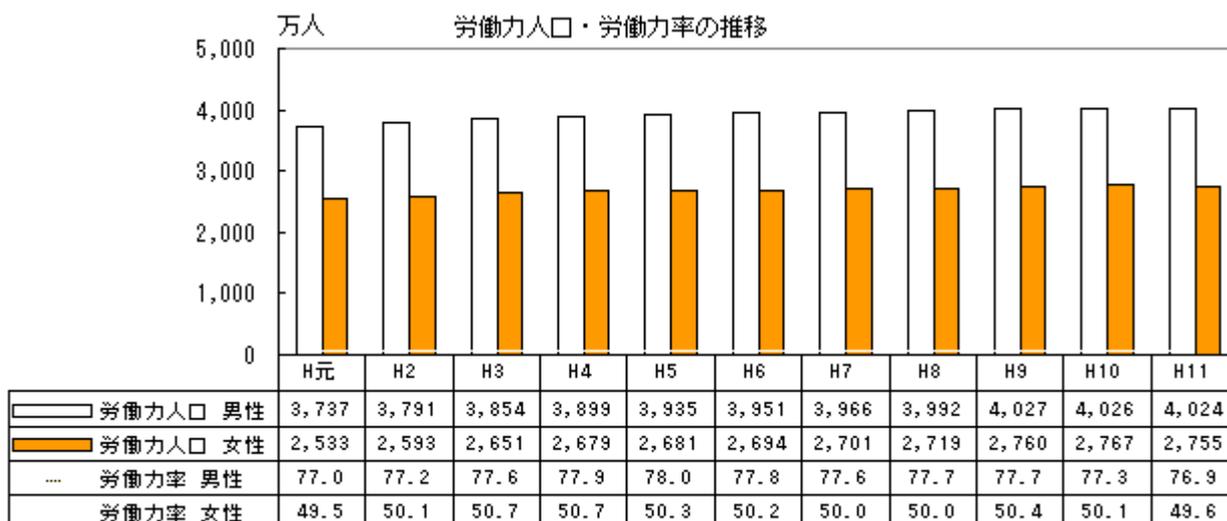
これらの状況は、女性をめぐる雇用慣行や職場環境に未だに性差別が残っているという側面の課題と、企業間競争の激化や産業構造の変化に伴い、男女を問わず長期継続雇用型の労働者が削減されてパートタイム労働者・派遣労働者・契約社員が増加するなど労働市場の流動化が進展しているという側面の課題があり、さらにこうした就業形態による格差が、男女間格差として現れている点に留意が必要です。従って、今後、性差別のない雇用環境の整備をどのようにして進めるかということとともに、日本の経済構造の変化に伴う能力主義の強化、終身雇用制の揺らぎなど、従来の雇用構造や雇用環境が大きく変化する労働市場の状況を踏まえて、男女の新たな労働のあり方をどう地域で形づくっていくかを視野に入れた政策を検討することが必要だといえます。

## (2) 高齢労働者の増大と経済のサービス化進展

次に、日本の経済構造の変化に伴い、労働市場がどのようなものであるのかを概括しておきます。

### 労働力人口の推移

人口増加が沈静化し、また長期化する不況の中で、国内の労働力人口・労働力率は、ともに伸びてきませんでした。ただ、高齢化および若年層の減少等の人口構成変化によるマイナス効果が近年拡大し、停滞から減少傾向に推移しつつあるといえます。

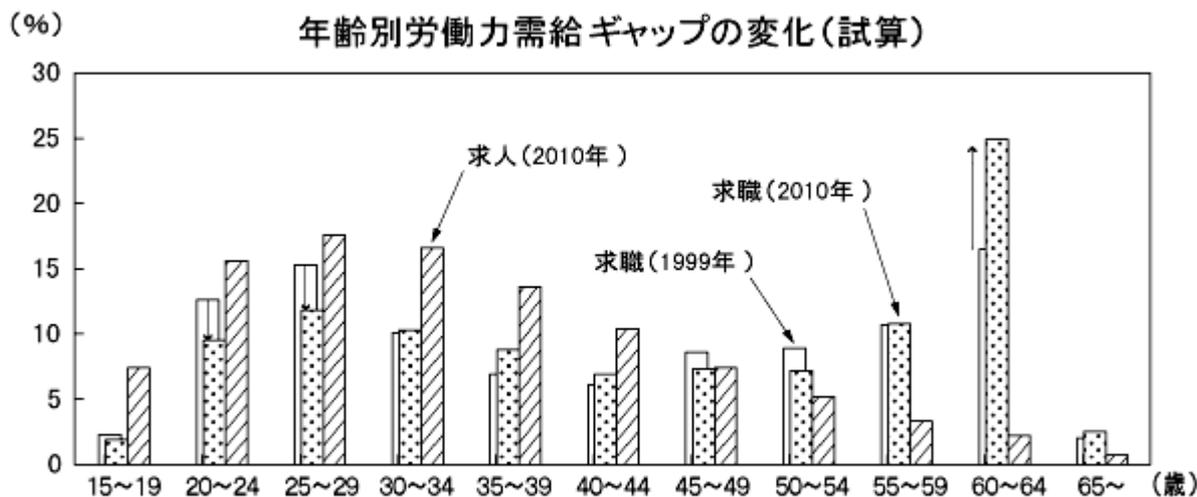


資料出所：労働力調査（総務庁）

### 労働力需給の大きな年齢ギャップ

また、年齢別労働力需給には大きなギャップがあり、若年層に偏りがちな雇用需要構造に大きな変化がない場合、今後、40歳代後半を分岐点として労働力需給の逆転が大きくなることが予想されます。つまり、若年層では労働力需要が過多であるにもかかわらず、高齢者層では完全な供給過多となり、失業者が多数発生す

ることが想定されます。

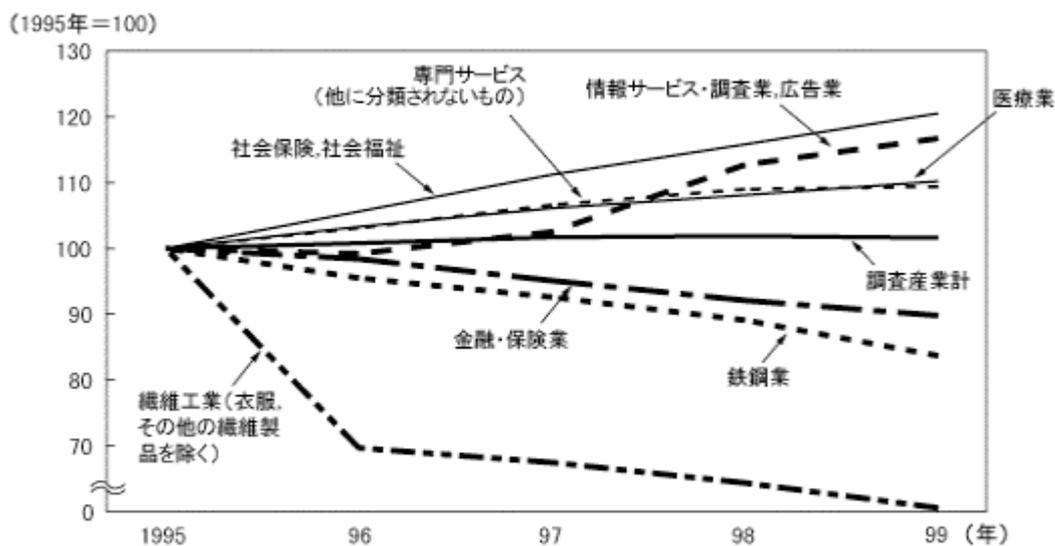


資料出所 労働省「職業安定業務統計」、雇用政策研究会「労働力需給の展望と課題」(1999年5月)等から労働省労働経済課試算

#### 経済のサービス化の進展

どのような産業分野における雇用が増加しているのかを見ると、情報サービス産業、医療、教育、社会福祉産業等の成長に伴い、雇用においてもこうした産業における雇用者が増加傾向にあります。

### 産業別常用雇用指数の推移(事業所規模5人以上)

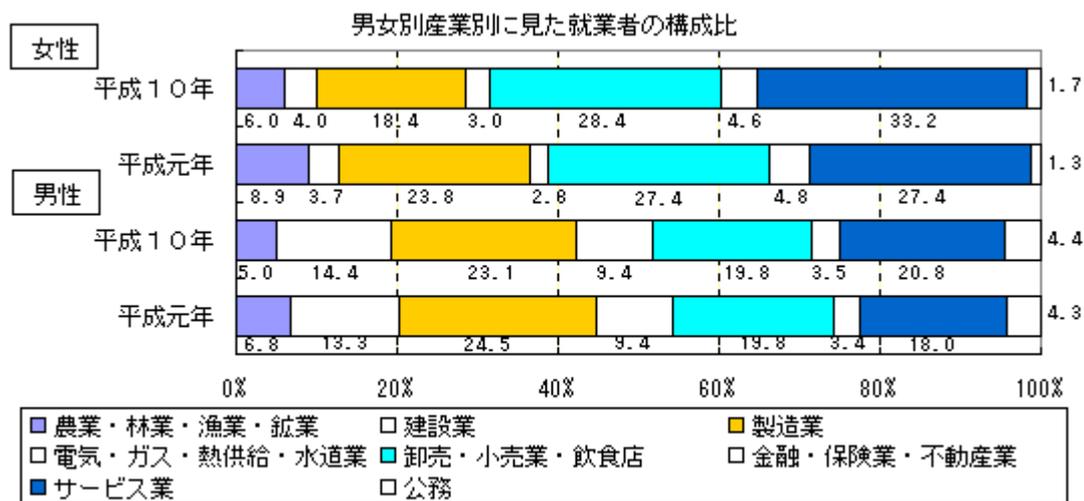


資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

#### 産業別にみた男女労働者の構成比

産業別に就業者の男女比を見ると、女性の場合、サービス業や卸売・小売業・飲食店といった第三次産業の従事者の割合が男性に比べて大きく、また、サービス業については、近年の伸びが著しくなっています。



資料出所：総務庁「労働力調査」

### 男女別産業別に見た就業者の構成比

#### 高齢労働者の増大と経済のサービス化進展をとらえる視点

以上の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

高齢化の進展とともに、雇用問題については、世代間のミスマッチが拡大すると予測されることから、男女を問わず、高齢者の就労機会をどう創り出すのかが重要な課題となると思われます。

今後の社会において雇用を拡大する産業分野は、社会福祉や情報関係分野などの第3次産業分野だと思われます。これらは、事業形態としては、たとえば SOHO(スモールオフィス・ホームオフィス)をはじめとした地域社会の細かなニーズに対応した小規模事業(コミュニティ・ビジネス)であり、組織形態としては NPO などを含むことになると考えられます。

こうした対人援助サービス分野が主として女性によって担われてきたこと、その結果、低賃金労働や無償労働(アンペイド・ワーク)にとどめられていることについて、ジェンダー視点からの批判がなされてきました。そうした視点を踏まえつつ、生活と働くことの両立を可能にする新たな可能性を地域社会の中で切り開いていくために、新たな事業や雇用をどう創り出して行くかという新たな戦略的対応を検討することが必要です。

#### 3. 政策決定過程等への男女共同参画の状況

政策や方針の決定過程等における男女共同参画の促進については、これまでも最も重要な課題の1つとして取り組みが進められてきましたが、その現状をあらためて確認しておくことが重要です。

##### 国会・大阪府議会・枚方市議会における女性議員数および割合の推移

国会における女性議員の割合については衆議院と参議院との間に大きな格差があるものの、概ね女性議員の割合が上昇する傾向にあります。

また、大阪府議会および枚方市議会においても、概ね女性議員の割合が上昇する傾向にあります。

##### 国会全体における女性議員割合一覧

年	総数	女性議員数	女性割合
平成7年	753人	51人	6.8%
平成8年	764人	48人	6.4%
平成9年	752人	57人	7.6%
平成10年	750人	60人	8.0%
平成11年	750人	68人	9.1%

衆議院における女性議員割合一覧

年	総数	女性議員数	女性割合
平成 7 年	503 人	13 人	2.6%
平成 8 年	494 人	12 人	2.4%
平成 9 年	500 人	23 人	4.6%
平成 10 年	499 人	34 人	4.8%
平成 11 年	498 人	25 人	5.0%

参議院における女性議員割合一覧

年	総数	女性議員数	女性割合
平成 7 年	250 人	38 人	15.2%
平成 8 年	252 人	36 人	14.3%
平成 9 年	252 人	34 人	13.5%
平成 10 年	251 人	36 人	14.3%
平成 11 年	252 人	43 人	17.1%

資料出所:大阪府男女協働社会づくり審議会「中間報告」

大阪府議会における女性議員割合一覧

年	総数	女性議員数	女性割合
平成 7 年	113 人	4 人	3.5%
平成 8 年	113 人	4 人	3.5%
平成 9 年	113 人	4 人	3.5%
平成 10 年	111 人	5 人	4.5%
平成 11 年	112 人	7 人	6.3%

枚方市議会における女性議員割合一覧

年	総数	女性議員数	女性割合
平成 7 年	36 人	6 人	16.7%
平成 8 年	36 人	6 人	16.7%
平成 9 年	34 人	5 人	14.7%
平成 10 年	34 人	5 人	14.7%
平成 11 年	36 人	8 人	22.2%

資料出所:大阪府男女協働社会づくり審議会「中間報告」/枚方市「市政概要」

審議会等における女性委員数および割合の推移

本市における審議会等における女性委員の割合については増加しつつあり、国・大阪府を上回っている状況にあります。

#### 国の審議会等における女性委員割合一覧

年	委員総数	女性委員数	女性割合
平成 7 年	4,496 人	589 人	13.1%
平成 8 年	4,511 人	699 人	15.5%
平成 9 年	4,532 人	751 人	16.6%
平成 10 年	4,441 人	782 人	17.6%
平成 11 年	4,354 人	812 人	18.6%

#### 大阪府の審議会等における女性委員割合一覧

年	委員総数	女性委員数	女性割合
平成 7 年	1,417 人	302 人	21.3%
平成 8 年	1,416 人	303 人	21.4%
平成 9 年	1,307 人	272 人	20.8%
平成 10 年	1,327 人	289 人	21.8%
平成 11 年	1,371 人	310 人	22.6%

#### 枚方市の審議会等における女性委員割合一覧

年	委員総数	女性委員数	女性割合
平成 7 年	405 人	64 人	15.8%
平成 8 年	512 人	98 人	19.1%
平成 9 年	519 人	104 人	20.0%
平成 10 年	456 人	106 人	23.2%
平成 11 年	601 人	171 人	28.5%

資料出所：大阪府男女協働社会づくり審議会「中間報告」および枚方市「事務概要」

#### 行政における女性役職者数および割合の推移

本市行政における女性役職者の割合については、主査・係長といった役職者については積極的な任用が行なわれていますが、課長・部長といった幹部職員については、女性は依然として少数にとどまっています。

#### 大阪府の行政における女性役職者割合一覧

年	役職者総数	女性数	女性割合
平成 8 年	5,837 人	581 人	10.0%
平成 9 年	5,983 人	608 人	10.2%
平成 10 年	6,130 人	636 人	10.4%
平成 11 年	6,261 人	654 人	10.4%

#### 枚方市の行政における女性役職者割合一覧

年	役職者総数	女性数	女性割合
---	-------	-----	------

平成 8 年	1,019 人	114 人	11.2%
平成 9 年	1,036 人	121 人	11.7%
平成 10 年	1,083 人	127 人	11.7%
平成 11 年	1,081 人	131 人	12.1%

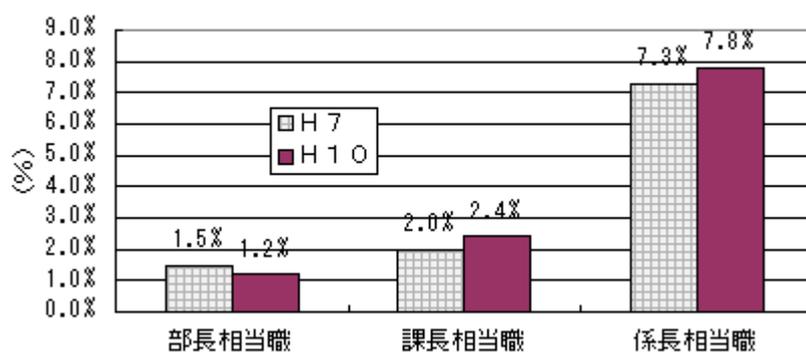
資料出所：大阪府男女協働社会づくり審議会「中間報告」および枚方市「事務概要」

[注]大阪府については主任研究員以上、枚方市については主査以上を役職者として集計している。

企業における役職管理職に占める女性の割合

課長・係長といった中間管理職については、女性管理職の割合が微増の傾向にありますが、部長相当職などの幹部社員については依然として女性の割合が変化しない(あるいは減少する)状況にあります。

企業における役職別管理職に占める女性の割合



資料出所：労働省「女性雇用管理基本調査」

公立小中学校における女性校長・教頭数および割合の推移

本市においては女性校長・教頭職の割合が減少傾向にあります。特に、中学校において女性校長・教頭が皆無の状況にあります。

大阪府の公立小学校における女性校長・教頭数割合一覧

年	校長等数	女性数	女性割合
平成 8 年	2,111 人	320 人	15.2%
平成 9 年	2,117 人	342 人	16.2%
平成 10 年	2,118 人	355 人	16.8%
平成 11 年	2,2107 人	346 人	17.3%

枚方市の公立小学校における女性校長・教頭数割合一覧

年	校長等数	女性数	女性割合
平成 8 年	96 人	17 人	17.7%
平成 9 年	96 人	14 人	14.6%
平成 10 年	95 人	12 人	12.6%
平成 11 年	95 人	11 人	11.6%

大阪府の公立中学校における女性校長・教頭数割合一覧

年	校長等数	女性数	女性割合
平成 8 年	977 人	54 人	5.5%
平成 9 年	982 人	58 人	5.9%
平成 10 年	981 人	65 人	6.6%
平成 11 年	972 人	63 人	6.5%

枚方市の公立中学校における女性校長・教頭数割合一覧

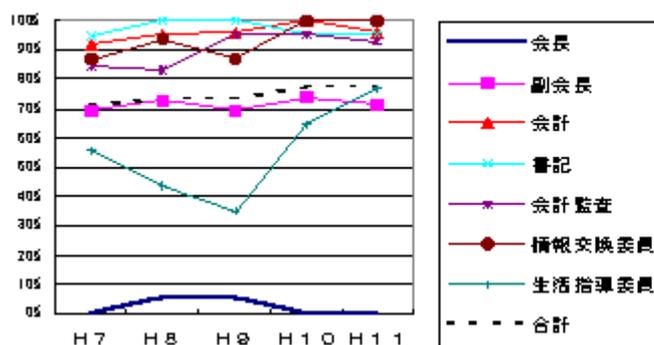
年	校長等数	女性数	女性割合
平成 8 年	42 人	-	0.0%
平成 9 年	40 人	-	0.0%
平成 10 年	40 人	-	0.0%
平成 11 年	40 人	-	0.0%

資料出所：文部省「学校基本調査」

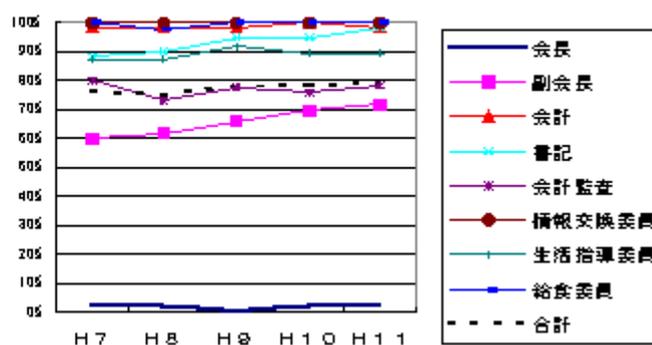
〔注〕「校長等」とは、校長・教頭をいう。

PTA 役員の男女別割合子どもの教育に関する場への男性の参画が不十分な現状を反映して、男性の PTA 本部役員が少なく、副会長以下の役員については大半を女性が担っています。一方、会長職については男性が担っている場合が大半であり、いびつな構造にあるといえます。

PTA（中学校）本部役員に占める女性の割合



PTA（小学校）本部役員に占める女性の割合



政策決定過程等への男女共同参画の状況をとらえる視点以上の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われる。

政治分野では、女性議員の増加や女性知事の誕生など新たな動きが見られますが、女性の占める割合は、まだ小さいといえます。

行政、学校、企業組織における男女共同参画の促進については、まだまだ不十分だといえます。とりわけ、行政においては、女性職員の占める割合が小さく、逆に教育の場では、小学校において男性教員の占める割合が小さくなっています。

また、行政、学校、企業組織における管理職に占める女性の割合は、引き続き高まっていません。

逆に、PTA 活動など地域社会における意思決定過程等への男女共同参画の現状をみると、男性の参加が少ないという問題があります。またそこでは、役職の分担において男性がトップの位置を占めるということが続いている状況にも注意する必要があります。

政策・方針の決定過程等に対する男女共同参画の促進にあたっては、これまでに確立された目標等の達成状況を検証し、適切かつ具体的な原因分析を行ないながら、各分野ごとの状況に応じた積極的是正措置(ポジティブ・アクション)の確立などに自主的に取り組む必要があると思われます。

#### 4. 人権侵害等に関する状況

男女共同参画社会の形成への大きな妨げとなるドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントをはじめとした暴力等の人権侵害の現状をあらためて確認しておくことが重要です。

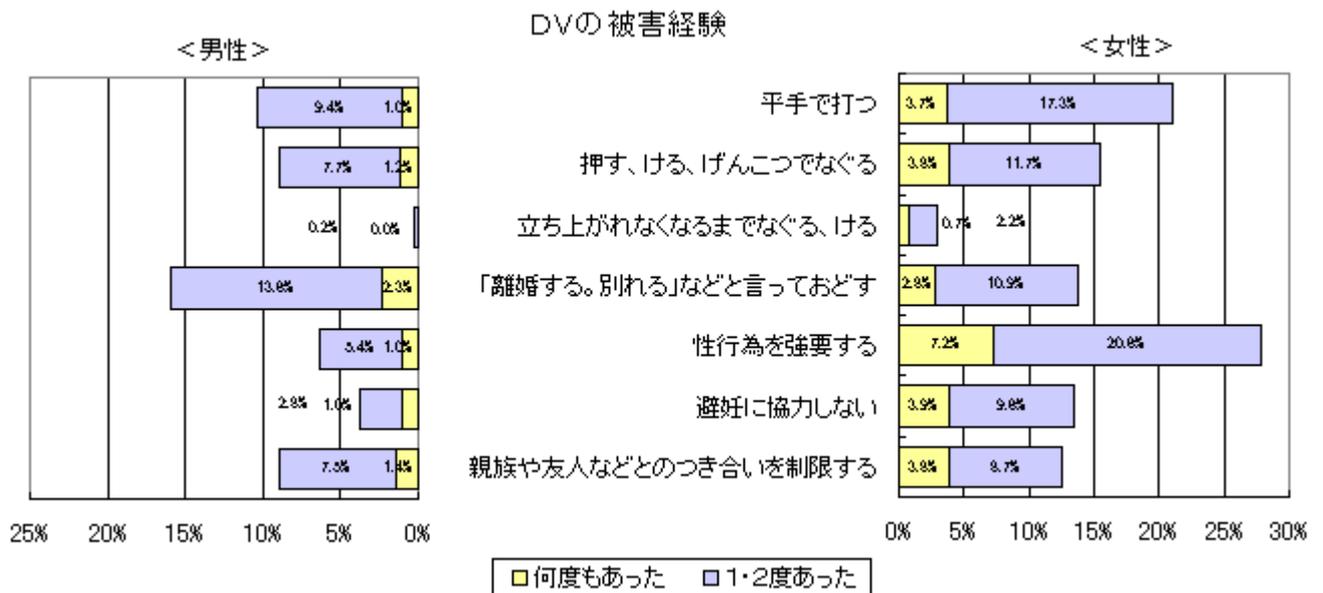
##### (1)ドメスティック・バイオレンスに関する状況

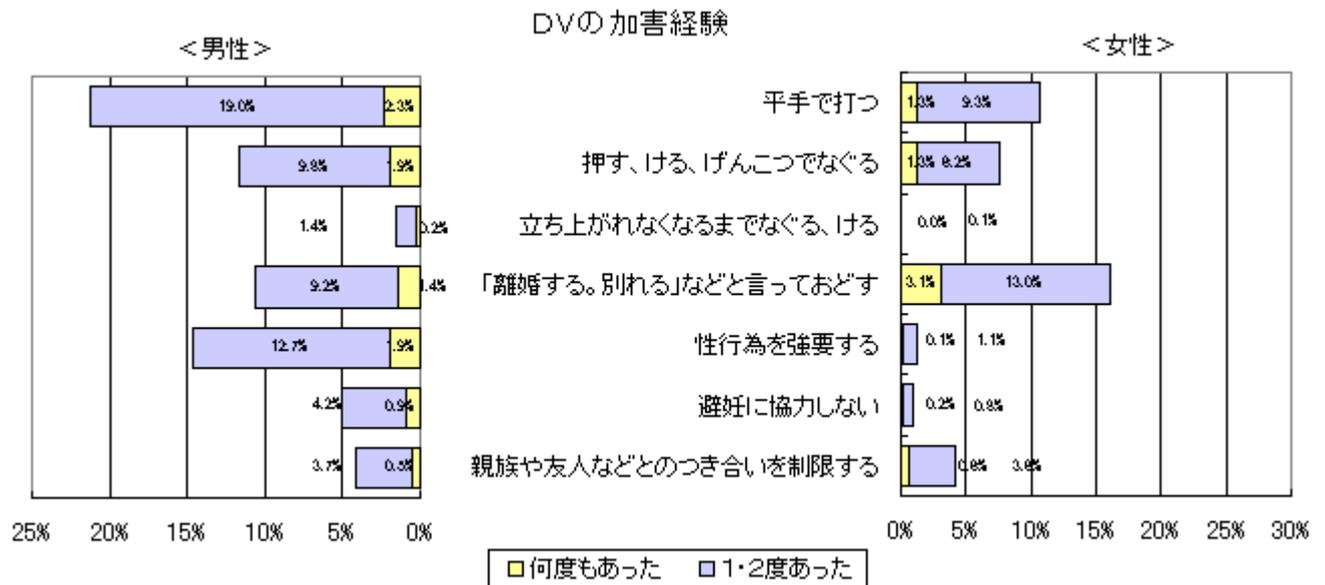
##### 深刻な男性から女性への暴力

本市が平成12年度(2000年度)に実施したDVに関する実態調査によると、配偶者・恋人など密接なパートナーのある(あった)人のうちDVの被害経験がある女性は、「平手で打つ」「性行為の強要」などの類型では、「1・2度あった」という場合を含めると、約20%から25%におよびます。

大半の暴力類型は女性の被害経験が男性を大きく上回っており、特に深刻な暴力である「立ち上がれなくなるまでなぐる、ける」については、圧倒的に女性の被害経験が大きくなっています。

また、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的な暴力についても、圧倒的に女性の被害経験が多くなっています。



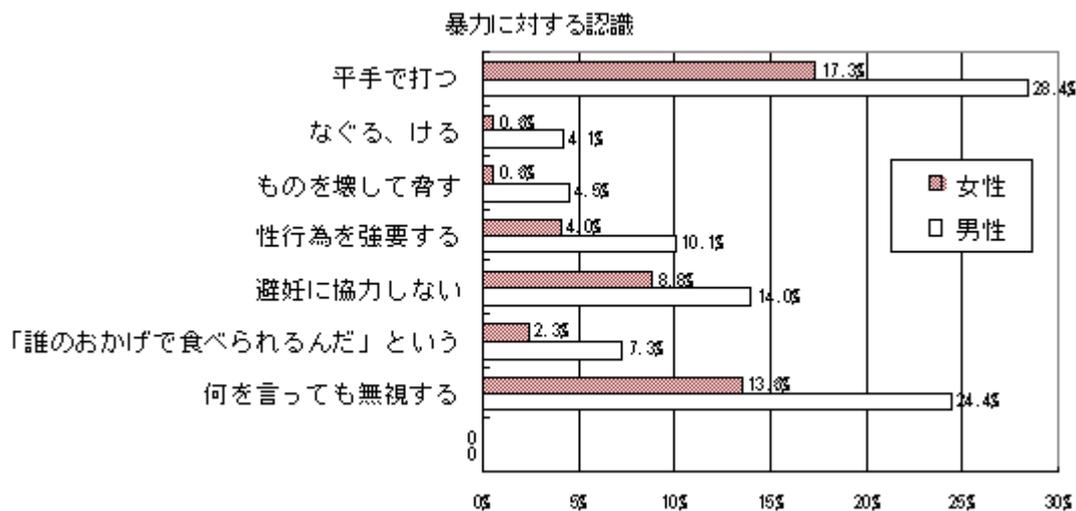


資料出所: 枚方市「日常生活における人権に関するアンケート」

[注]被害・加害経験とも、18項目のDV類型の中で、経験率が上位のもの(「立ち上がれなくなるまでなぐる、ける」を除く。)

#### 男女間で大きな隔たりがある暴力の認識

女性が深刻なドメスティック・バイオレンスの被害を男性から受ける場合が多いのは、暴力に対する男性の認識が低いことが大きな原因の一つであると思われます。



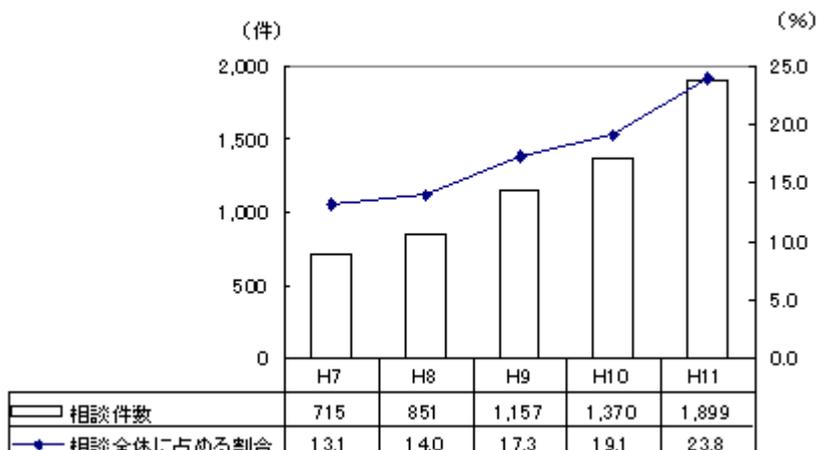
資料出所: 枚方市「日常生活における人権に関するアンケート」

[注]18項目のDV類型に対する容認的な意識(理由があればしてもよい、どちらかといえば理由があればしてもよい)の男女差が大きな項目で上位のもの

#### 年々上昇する相談件数

DV被害者が、公的機関へ相談することは現時点では必ずしも多くないと思われませんが、それでも相談件数は年々上昇し、かつ相談全体に占める割合も上昇傾向にあります。

大阪府女性相談センターに寄せられた夫等の暴力関係相談件数の推移



資料出所:大阪府女性相談センター「平成 11 年度女性保護の概要」

#### ドメスティック・バイオレンスに関する状況をとらえる視点

以上の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

簡潔に表現するならば、夫や恋人などの身近な男性から女性に対して行なわれる暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)が深刻な状況にあることに留意しなければならないということです。

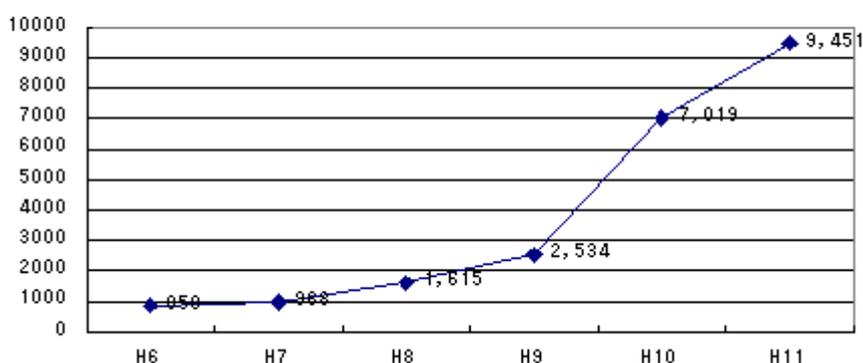
DV という概念が確立されることに伴って、今後も、DV は更に顕在化するものと思われます。当然それに伴って、相談体制等の受け皿となる対応策の整備が重要となることに留意しなければなりません。

#### (2)セクシュアル・ハラスメントに関する状況

##### 急激に顕在化するセクシュアル・ハラスメント

改正男女雇用機会均等法が施行された平成 10 年(1998 年)以降、セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数は急激な増加傾向にあります。

都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアルハラスメントの相談件数



#### セクシュアル・ハラスメントに関する状況をとらえる視点

以上の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

セクシュアル・ハラスメントに関する相談の急激な増加は、改正男女雇用機会均等法の施行により「セクシュアル・ハラスメント」という概念が公式に確立され、対応策が行なわれるようになったため、それまで水面下に隠れていた潜在的なセクシュアル・ハラスメントを顕在化させたととらえるのが適切です。

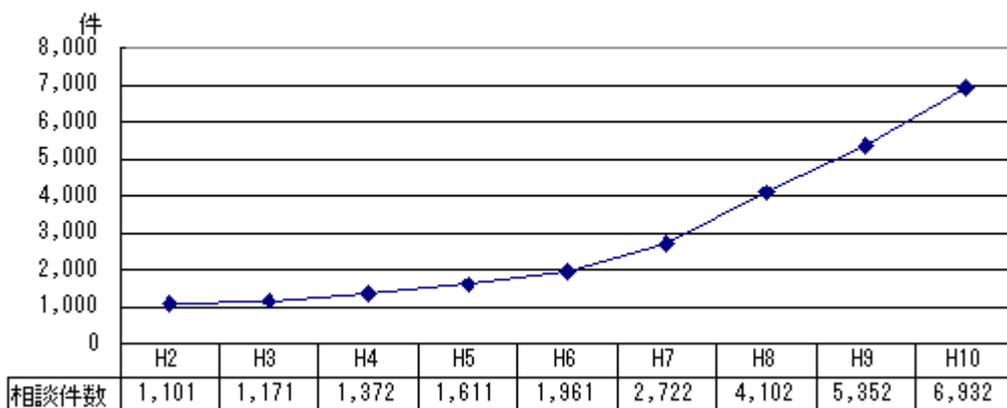
今後、地域のあらゆる事業所において、セクシュアル・ハラスメントの防止・対応体制を確立することができるよう支援を行なう必要があります。

### (3) 児童虐待に関する状況

#### 急激に増加する児童虐待

従来から児童虐待に関する相談件数は増加傾向にありましたが、平成 5(1993)・6(1994) 年を境に、急激な増加を見せ始めています。特に最近では、子どもを死亡させる虐待事件の報道が相次いでいます。主たる虐待者は、全国の児童相談所の行なった調査によれば、実母・実父が多いとされています。

児童虐待に関する児童相談所の相談処理件数の推移（厚生省報告例）



	実父	継父	養父	里父	実母	継母	養母	里母	きょうだい
性的虐待以外の虐待	416	63	58	-	823	50	18	2	12
性的虐待	47	15	12	-	3	-	-	-	5

	母の内縁の夫	父の内縁の妻	祖父	祖母	おじ	おば	その他の人	不明	合計
性的虐待以外の虐待	34	1	11	16	3	5	19	28	1,442
性的虐待	4	-	1	-	4	-	4	-	82

資料出所：全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」(1996 年)

#### 児童虐待に関する状況をとらえる視点

以上の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

近年、児童相談所における児童虐待に関する処理件数が急増しているのは、虐待そのものの増加のほか、児童虐待に対する社会的関心や認識の高まりが潜在事例を顕在化させた面もあると思われます。

主たる虐待者は、性的虐待を除く虐待では、「実母」である事例が「実父」である事例の約 2 倍となっています。こうした実態は、「母性」の強調が母親に子育てに過剰な責任を負わせたり、父親の子育てへの参画不足やコミュニケーション不足が母親に対する子育ての負担集中をもたらす中で生じているととらえる必要があります。

また、郊外化や核家族化の進展に伴って、最近の親たちは、身近なところで子育ての実際の様子を見聞きした経験がないままに子育てに取り組むことになり、あるいは、過剰な情報の中で、気軽に相談したり、手助けを頼んだり出来ない状況が背景にあることにも留意が必要です。

いずれにしても、児童虐待の増加は、現代社会における家族機能の不全のあらわれであり、さまざまな形態での支援が必要です。

#### (4) 女性に対する相談活動の状況

メセナひらかた女性フロアで実施している各種相談活動の実績は下表のとおりで、年間利用件数に大きな変化はなく、一定の定着をみたといえます。

ただ、内容的には、最近の状況を反映して DV に関する相談が増加しており、下表の相談のうち DV に関する

相談は、平成 10 年度(1998 年度)40 件、平成 11 年度(1999 年度)85 件となっています。

#### 労働相談件数一覧

年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
開設日数	149 日	150 日	145 日	136 日	147 日
相談件数	118 件	127 件	88 件	178 件	172 件

#### 法律相談件数一覧

年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
開設日数	46 日	47 日	47 日	48 日	46 日
相談件数	149 件	156 件	165 件	164 件	146 件

#### 女性の電話相談件数一覧

年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
開設日数	164 日	165 日	165 日	159 日	125 日
相談件数	427 件	738 件	726 件	698 件	674 件

#### 女性の生き方相談件数一覧

年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
開設日数	23 日	23 日	24 日	24 日	24 日
相談件数	79 件	98 件	108 件	110 件	100 件

#### 女性問題学習相談件数一覧

年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
開設日数	308 日	309 日	306 日	307 日	308 日
相談件数	110 件	360 件	489 件	526 件	1,621 件

#### からだ&こころの相談件数一覧

年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
開設日数	24 日	23 日	23 日	23 日	24 日
相談件数	39 件	52 件	34 件	38 件	36 件

(注:平成 11 年度の女性問題学習相談件数の増加は、件数カウントの基準の変更に伴う)

資料出所:(財)枚方市勤労者福祉協会「平成 11 年度事務概要」

女性に対する相談活動の状況をとらえる視点

女性に対する相談活動の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われる。

労働相談、法律相談、女性問題の視点を有した心理的カウンセリングについては、それぞれに対応が必要な一定のニーズに対応する専門的な機能であるをとらえる必要があります。

からだ&こころの相談については、保健婦による相談ですが、保健センターにおける相談事業に加えて当該

窓口を設置する効果について、再検討が必要だと思われます。

相談活動は、個々人に対する個別的な救済措置の側面とともに、今、社会で問題となっているさまざまな課題を具体的な相談事例を通じて把握する場としての側面を有しているといえます。

そこで、今後の相談活動をはじめとする取り組みの展開については、次のことに留意することが必要です。

提供される相談対応の“質”は、男女間の性差別等の存在と解消に敏感なものではなくてはなりません、それを検証する仕組みは未整備だと思われます。“質”の確保に関わる人材の安定した確保、モニタリング機能の整備等に留意が必要です。

これまで対象者を女性に限定して相談事業を実施してきましたが、男性からの相談に対応する必要性については、すべてについて同一とする必要はなく、課題に応じた十分な検討が必要だと思われます。例えば、性同一性障害やエイズに関する相談等については重要な課題であり男女を問わず対応すべきだと思われますが、DV 加害者の相談や矯正プログラム等については、被害者の秘匿・保護保障の観点で慎重に対応する必要があります。

DVに関する相談に関わっては、関係機関との連携や緊急的な保護、あるいはNPO等によるサポート体制の確立など、次の活動へつなげていくことが重要な課題となっています。

また、生き方相談や学習相談に関わっては、相談的な個別対応の継続から、グループ化や具体的な社会活動・就業など次のステップにつなげることが重要になってきています。

財産問題や成年後見制度などに関わる問題など、相談とそれに対する回答内容を一般化し、情報提供することによって市民の力となる事項も多くあると思われることから、相談活動と情報発信機能の連携強化についても検討が必要です。

## 5. 市民意識の状況

男女共同参画社会の形成に関わる市民意識の現状をあらためて確認しておくことが重要です。

本市が、平成10年(1998年)10月に満20歳以上の男女を対象として実施した市民意識調査における男女の生活に関わる意識は、次のようなものとなっています。

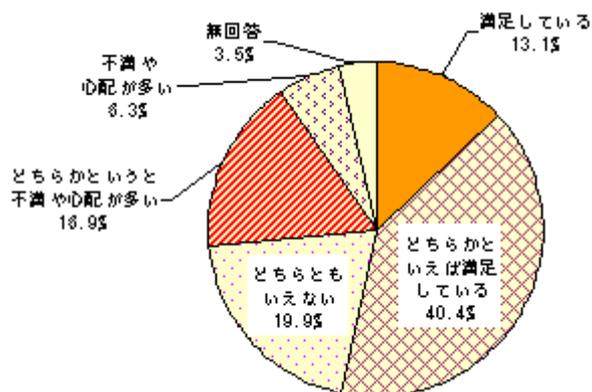
[注]郵送数 4960件(無作為抽出)回収数 3008件(回収率約60%)

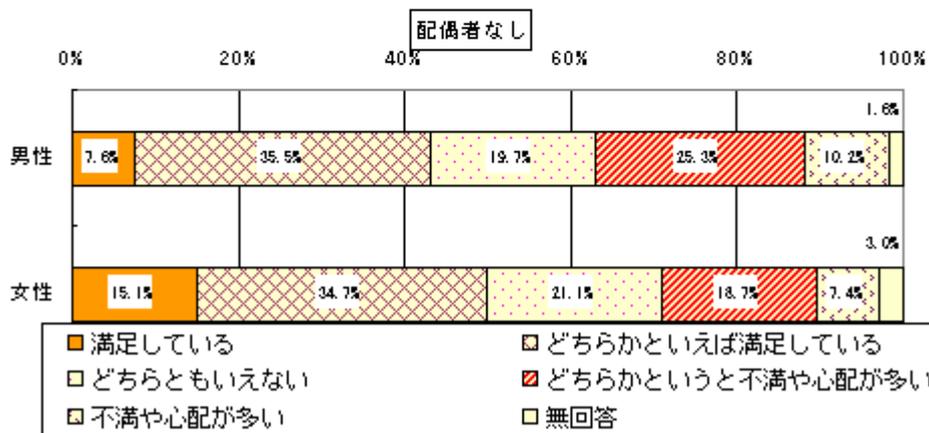
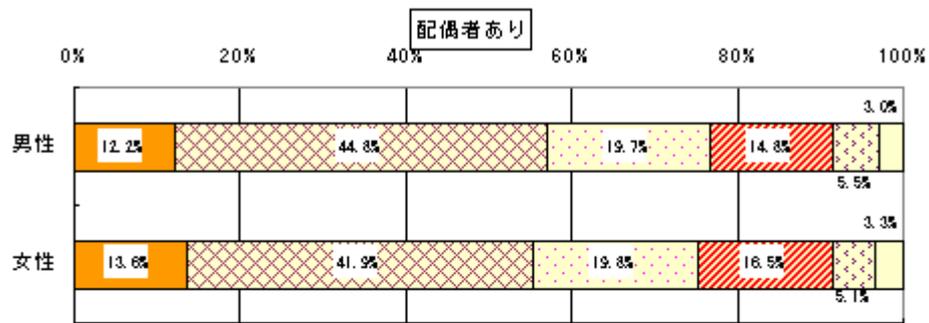
有効回答数 2993件(男性 1352件・女性 1641件)

### (1) 生活の満足度

「満足している」「どちらかといえば満足している」を合わせた満足度計は53.4%となっており、「どちらかという不満や心配が多い」「不満や心配が多い」を合わせた不満足度計(23.2%)を大きく上回っています。女性と男性を比較した場合、女性の場合は配偶者の有無によって満足度はほとんど変わりませんが、男性の場合は未婚者の場合、満足度が低くなっているのが特徴です。

<全体>

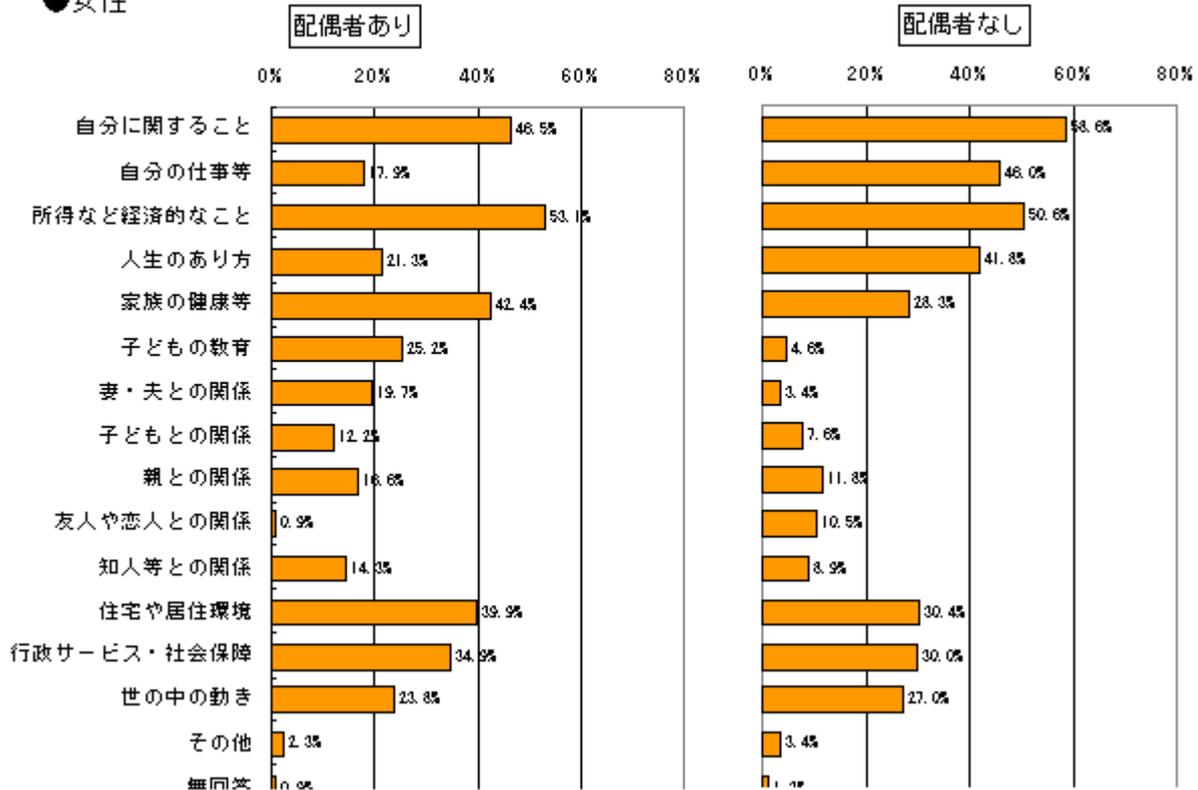




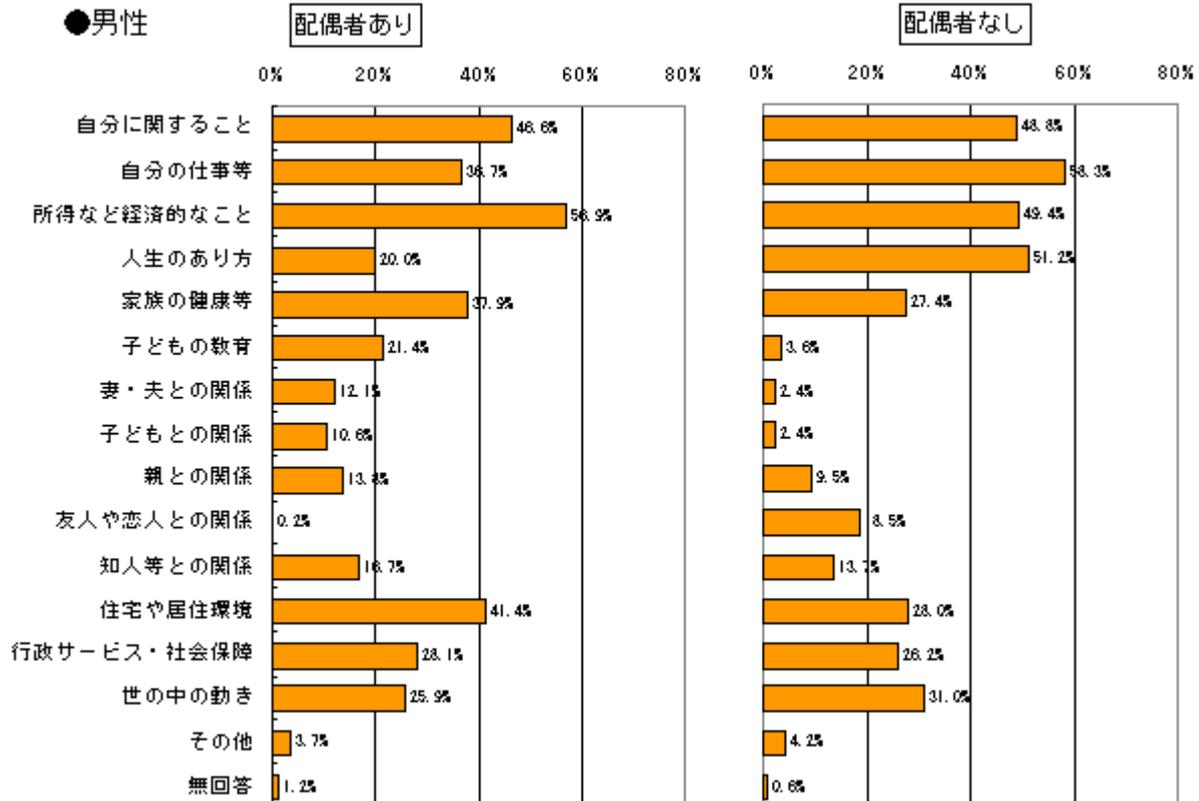
(2) 不満や心配がある場合の具体的な内容

生活に不満や心配がある場合で、男女の内容上の違いが大きなものは、未婚女性の場合は「自分に関する事(健康・身体・能力)」が高く、未婚男性は「自分の仕事等」「所得など経済的なこと」「人生のあり方」が高くなっていることです。既婚女性の場合は、「夫との関係」「子どもの教育」「家族の健康等」「行政サービス・社会保障」が高く、既婚男性は「自分の仕事等」が低くなっています。

●女性

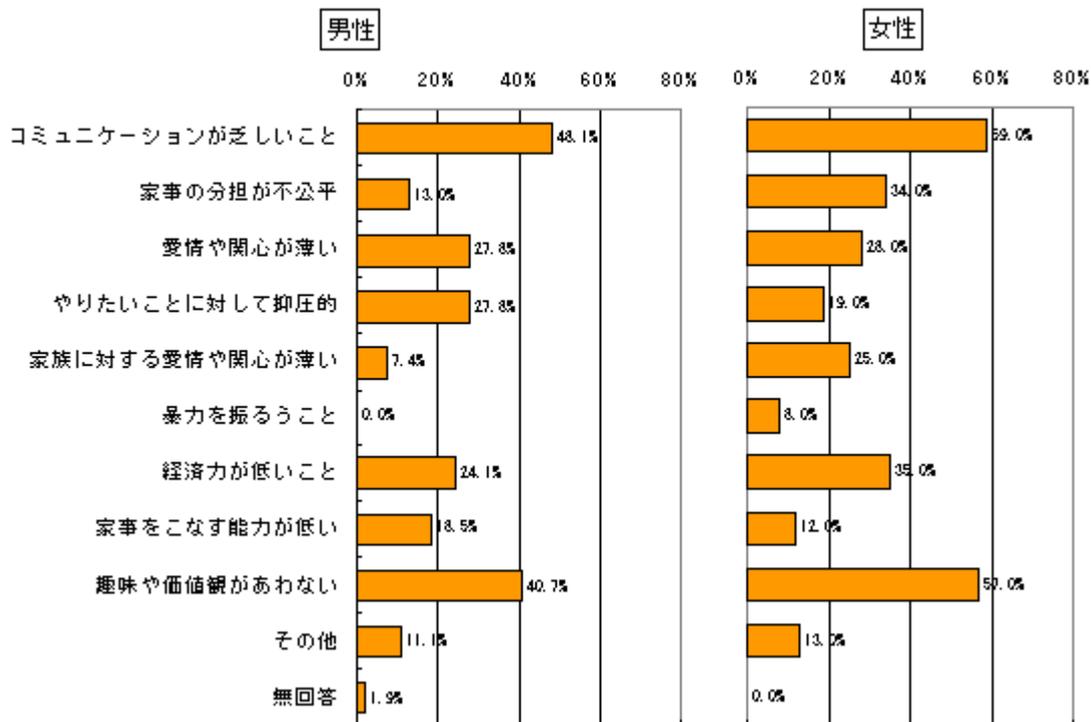


●男性



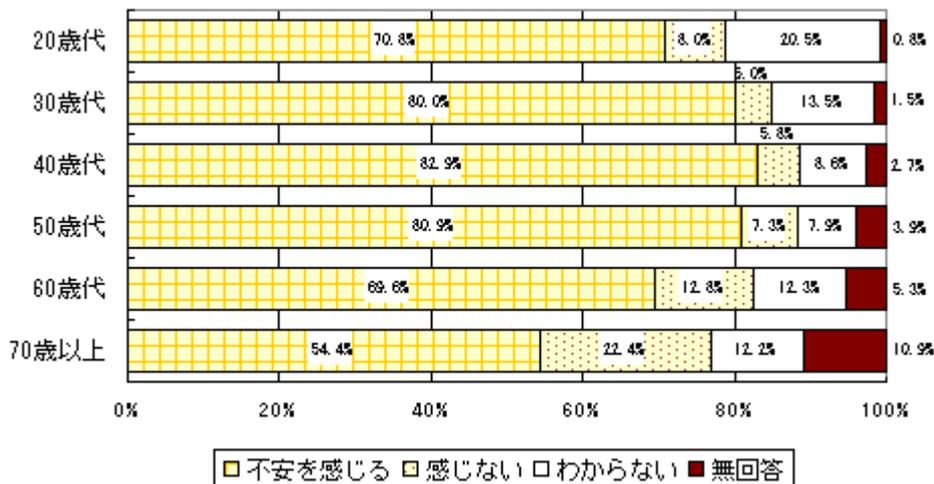
(3) 妻・夫との関係に不満がある場合の具体的な内容

生活に不満がある場合で、それが妻・夫との関係だとした回答者に理由をたずねた場合、男女間で内容上の差が大きなものは、女性の場合「趣味や価値観があわない」「家事の分担が不公平」「コミュニケーションが乏しいこと」「家族に対する愛情や関心が薄い」「経済力が低い」ことをあげる者が多く、逆に「やりたいことに対し抑圧的」は男性の場合に多くなっています。また、女性の場合、8%が「暴力を振るう」ことをあげています。



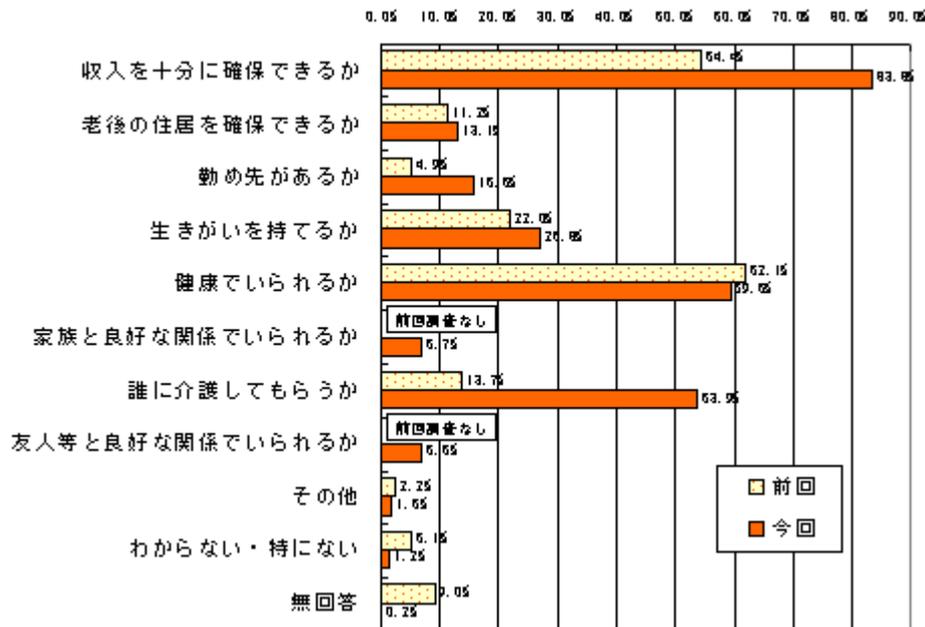
(4) 老後の生活への不安

老後への不安は男女に関わりなく、非常に高まっており、年代別にみると40歳代・50歳代・30歳代の順で高くなっています。



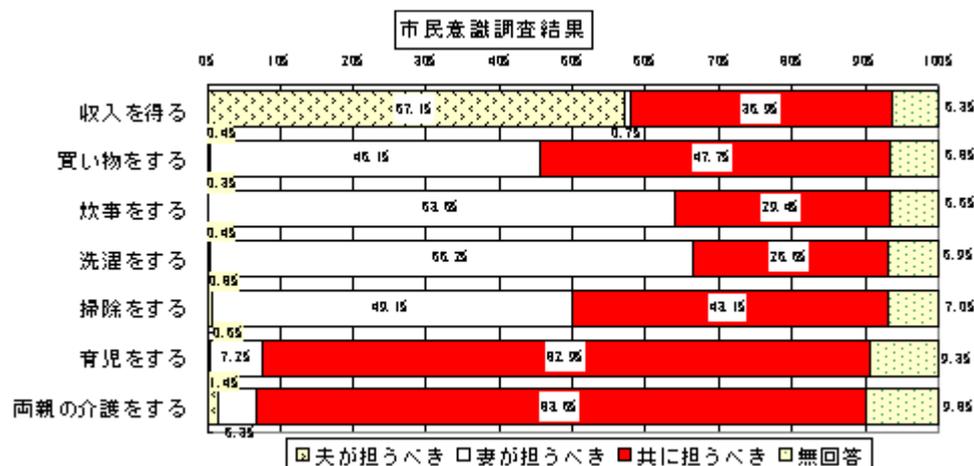
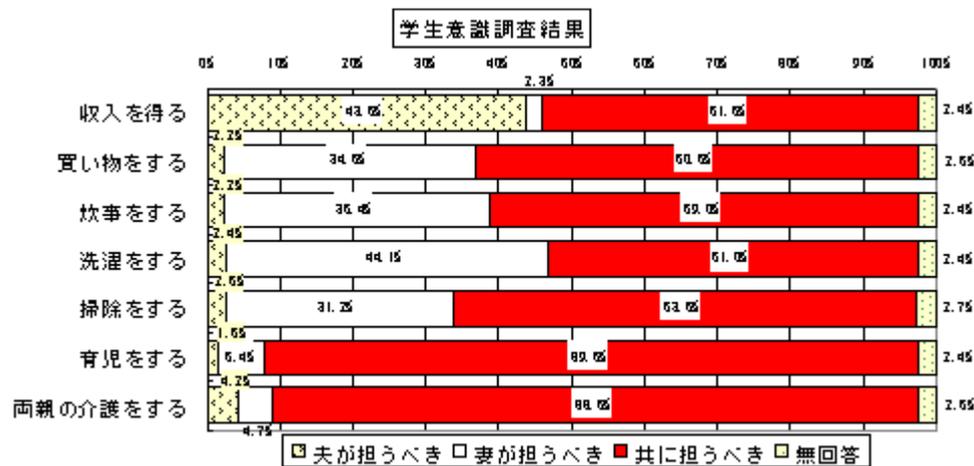
(5) 老後の生活に不安がある場合の具体的な内容

老後生活における不安内容は、「収入確保」「健康」「介護者」が圧倒的に高く、平成4年(1993年)と比較すると、「収入確保」と「介護者」に関する不安が高まっています。



(6) 夫婦間の役割分担について

家庭生活における役割分担に関する意識については、「育児」「介護」については共に担うべきだとする割合が高くなっていますが、収入を得ることや家事については、夫が働き、妻が家事をするという役割分担意識が男女とも強くなっています。ただ、高校生・大学生を対象にした意識調査では、これらについても共に担うべきだとする割合が高く、若年代になるほど意識が変化しているといえます。



[注]学生意識調査については、平成10年(1998年)12月、市内6大学、11高等学校の学生2,210人を対象に実施したもの。

市民意識に関する状況をとらえる視点

以上の市民意識の状況をどのようにとらえるかについてのポイントを整理すると、次のことが重要だと思われます。

生活の満足度については、特に女性が男性に比べて低くなっているといった傾向にはありませんが、これが直接、性差別の存在を否定するものではないことに留意が必要です。

生活に対する不安・不満内容の特徴は、未婚女性の場合、社会的な位置や役割があいまいになりがちなことから、自分自身に向くことが多くなっていると思われます。また、既婚女性の場合は、夫婦間のコミュニケーションや子どもの教育、家族の健康などのことが多く、「世話をする性」としての役割の中での葛藤が多いことを示していると思われます。一方、男性の場合は、「稼ぐ性」としての役割の中で、「仕事」に関することが未婚・既婚に関わらず不安・不満の内容になっていると思われます。

高齢社会への移行が具体性を帯びる中で、老後の生活に対する不安が高まっていますが、その主な内容は「所得確保」と「介護」にあるといえます。

夫婦間における役割分担意識については、「子育て」「介護」といった側面については、「共に担うべき」との意識が拡大してきていますが、問題はそれが「建て前」に終わっており、男性が実行できていない場合が多いことに留意が必要です。

また、収入を得ることや、食事の用意・掃除・洗濯等の家事については、未だに従来型の性別役割分担意識が強いといえますが、世代が若くなるに従って、変化の兆しが現れています。

## 6. 法制度等の整備動向

近年、男女共同参画社会形成に係る法整備が大きく進展しました。主なものは、次のとおりです。

### 男女雇用機会均等法の改正

平成9年(1997年)6月、男女雇用機会均等法が改正され、平成11年(1999年)4月から施行されました(母性保護に関する規定については、平成10年(1998年)4月から施行)。この改正では、「募集・採用、配置・昇進における差別禁止」「ポジティブアクションの促進」「調停申請時における相手方の同意要件廃止」「事業主のセクシュアル・ハラスメント防止等配慮措置義務」「妊娠出産に関する健康管理の義務化」が新たに規定され、事業主の責任がより明確に問われることになりました。

### 育児・介護休業法の改定

平成3(1991年)年5月「育児休業等に関する法律(育児休業法)」が成立し、平成4年(1992年)4月から常時30人を超える労働者を雇用する事業所に対して、平成7年(1995年)4月からは全ての事業所に対して同法が適用されました。これにより、1歳未満の子を養育する男女労働者は、事業所に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの期間、休業することができるようになりました。

また、平成7年(1995年)6月、育児休業法が育児・介護休業法に改定され、事業主は同年10月からできる限り早く、同法に沿った介護休業制度や家族の介護のために短時間勤務制度等を設けるように努めることが求められていましたが、平成11年(1999年)4月からは、介護休業制度等が一律に事業主の義務となり、家族の介護を行なう男女労働者は、事業所に申し出ることにより、3ヵ月を限度として希望する期間、休業することができるようになりました。さらに、育児・介護休業法には、育児や家族の介護を行なう労働者のために国等が行なう支援措置が盛り込まれています。また、平成9年(1997年)6月の改定により、育児や家族の介護を行なう労働者の深夜業を制限する制度が新設され、平成11年(1999年)4月から施行されました。

### 男女共同参画社会基本法の制定

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動状況に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」としての男女共同参画社会を目指し、平成 11 年(1999 年)6 月に男女共同参画社会基本法が施行されました。基本理念では、「男女の人権の尊重」「社会における制度または慣行についての配慮」「政策等の立案および決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」という 5 つの柱が定められており、地方自治体においても基本理念に基づき各種施策に取り組むこととされています。

#### 児童買春(かいしゅん)処罰法の制定

児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の権利を著しく侵害していることの重大性から、平成 11 年(1999 年)5 月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律」が制定され、同年 11 月に施行されました。この法律によって、18 歳未満の児童に金銭を払って性行為等を行ったり、周旋・勧誘すること、また、児童ポルノの行為(頒布・販売・業としての貸与・公然と陳列すること。これらを目的に製造・所持・運搬・輸出入することを含む)が処罰されるとともに、こうした行為によって心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置が定められました。同法では、国・地方自治体に対して、児童買春等の未然防止のための教育・啓発、調査研究、心身に有害な影響を受けた児童や保護者に対する相談・指導・一時保護・施設への入所等の措置を行なう努力義務、体制整備義務を定めています。

#### 児童虐待防止法の制定

虐待されている子どもの早期救済を目指し、平成 12 年(2000 年)5 月に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、同年 11 月に施行されました。同法では、児童虐待を「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」と規定し、関係機関の早期発見努力義務や警察官の調査権など、早期発見や子どもの保護を可能にするための強制措置が盛り込まれています。

#### ストーカー行為規制法の制定

平成 12 年(2000 年)5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年 11 月に施行されました。同法では、「つきまとい等」「ストーカー行為」を規制対象としており、被害者の警察への通報により、警察本部長等が警告、禁止命令を行なうことが規定されました。また、禁止命令の違反等に対する懲役刑・罰金刑についても規定が盛り込まれました。

#### ドメスティック・バイオレンス防止に関する法制化の動向

1970 年代のアメリカにおける女性運動の一環として、女性への虐待を防ぎ、被害者救済を図る運動が高まりを見せた中で、ドメスティック・バイオレンス防止のための州法が各地で制定されました。日本では、長年にわたる女性グループや弁護士、国会議員等の働きかけが具体化し、男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策」についての答申が、平成 12 年(2000 年)7 月に行なわれました。また、平成 13 年 1 月 31 日、参議院共生社会に関する調査会「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」から昨年 4 月より 22 回の会合を重ね審議してきた DV 防止法案骨子(概要)が発表されました。法律の名称は\*「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律案」です。保護命令など残された項目について議論を続け、当日から始まった通常国会に上程し、法案成立を目指すとしています。

※「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」は、平成 13 年 4 月 13 日に公布されました。

#### 国における男女共同参画基本計画の策定

平成 12 年(2000 年)12 月、国は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すための男女共同参画基本計画(以下「基本計画」といいます。)を策定しました。基本計画においては、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることが重視され、施策の各論に組

み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことが留意されています。また、基本計画は、平成 12 年(2000 年)度末までを計画期間とする国内行動計画である男女共同参画 2000 年プランの内容を基礎としており、男女共同参画 2000 年プランに代わる、新たな国内行動計画として位置付けられています。

基本計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第 1 部において、男女共同参画社会基本法の制定までの経緯とそれを踏まえた計画の基本的考え方と構成を示し、第 2 部において、中央省庁等改革後の新たな体制の下での施策の基本的方向性および具体的な施策の内容を示しています。なお、第 2 部では、各章の冒頭で、施策の基本的方向性について概観を付し、第 3 部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示しています。また、第 2 部では、11 の重点目標を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」において平成 22 年(2010 年)までを見通した、長期的な政策の方向性を記述し、「具体的施策」において平成 17 年(2005 年)度末までに実施する具体的施策を記述しています。これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化については第 3 部に記述されています。

男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会にとっての最重要課題であるとされ、平成 13 年(2001 年)からの中央省庁等改革においては、内閣府に男女共同参画会議が設置されるなど、その推進体制が大幅に強化されました。国はこの男女共同参画基本計画に基づき、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に図っていくとしています。